

令和4年度

男女共同参画に関する年次報告書

福知山市

目 次

| | |
|--------------------------|----|
| 令和4年度 事業体系図 | 1 |
| 令和4年度 事業概要 | 4 |
| はばたきプラン2021 実施計画 | 17 |
| 令和4年度 男女共同参画推進にかかる事業調査結果 | 26 |

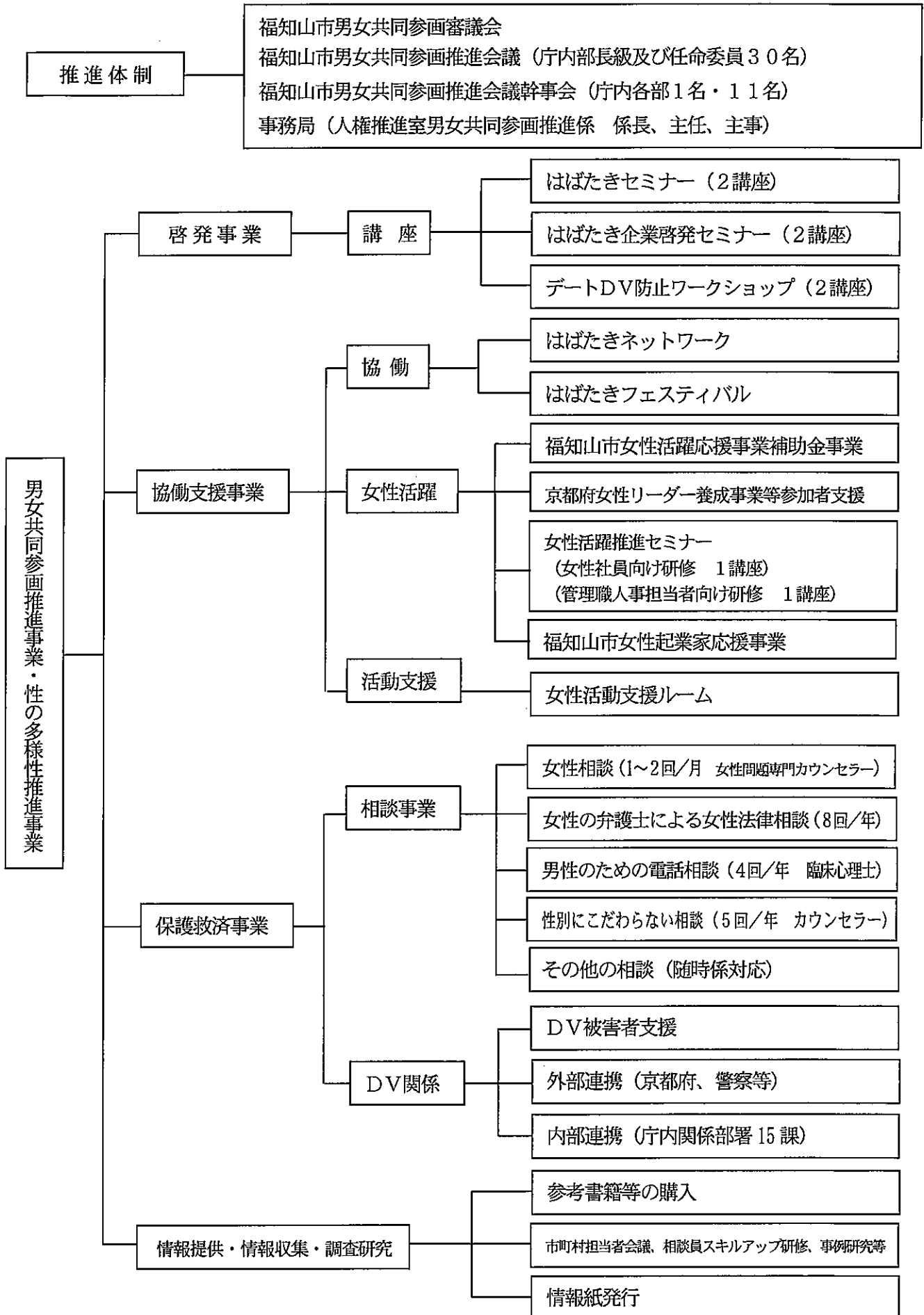
資料

| | |
|------------------|----|
| 審議会等への女性の参画状況調査表 | 36 |
| 重要項目の数値目標に対する実績 | 40 |
| 福知山市男女共同参画推進条例 | 41 |

年次報告書について

年次報告書は、「福知山市男女共同参画推進条例」（平成18年10月施行）第14条に基づく年次報告として、本市の男女共同参画の推進に関する施策の実施状況や進捗状況を示し、市民のみなさまに取組の状況を明らかにするものです。

男女共同参画推進事業体系図(令和4年度)



令和4年度男女共同参画審議会

| 男女共同参画審議会（1回） | | |
|---------------|-----|--|
| 1 | 日 時 | 令和4年5月24日（火）午後7時～9時 |
| | 場 所 | 男女共同参画センター 女性活動支援ルーム 8人 |
| | 内 容 | ① 令和3年度事業報告について ② 「福知山市みんなの多様な性を尊重する条例」について ③ 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画（第3次）について ④ 男女共同参画推進会議幹事会の取組について ⑤ 令和4年度事業計画について ⑥ 本市施設における多機能トイレの表記の見直しについて |

令和4年度男女共同参画推進会議

| 男女共同参画推進会議（2回） | | |
|----------------|-----|--|
| 1 | 日 時 | 令和4年5月20日（金） |
| | 内 容 | ① 男女共同参画推進会議幹事会の任命について ② 令和3年度事業報告について ③ 「福知山市みんなの多様な性を尊重する条例」について ④ 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画（第3次）について ⑤ 男女共同参画推進会議幹事会の取組について ⑥ 令和4年度事業計画について ⑦ 本市施設における多機能トイレの表記の見直しに向けた市内調査について |
| 2 | 日 時 | 令和5年2月17日（金） |
| | 内 容 | ① 令和4年度男女共同参画推進会議幹事会の活動報告について ② 男女共同参画づくりに向けての事業所アンケートについて |

令和4年度男女共同参画推進会議幹事会

| 男女共同参画推進会議幹事会（8回） | | |
|-------------------|-----|--|
| 1 | 日 時 | 令和4年6月2日（木）午前10時～11時30分 |
| | 内 容 | ① 令和4年度男女共同参画の取組について ② 令和4年度男女共同参画推進会議幹事会の取組について |
| 2 | 日 時 | 令和4年7月13日（水）午前10時～11時30分 |
| | 場 所 | 男女共同参画センター 女性活動支援ルーム 8人 |
| 3 | 日 時 | 令和4年8月17日（水）午前10時～11時30分 |
| | 場 所 | 男女共同参画センター 女性活動支援ルーム 9人 |
| 4 | 日 時 | 令和4年9月13日（火）午前10時～11時30分 |
| | 場 所 | 男女共同参画センター 女性活動支援ルーム 10人 |
| 5 | 日 時 | 令和4年10月17日（月）午前10時～11時30分 |
| | 場 所 | 男女共同参画センター 女性活動支援ルーム 8人 |
| 6 | 日 時 | 令和4年11月15日（火）午前10時～11時30分 |
| | 場 所 | 男女共同参画センター 女性活動支援ルーム 11人 |
| 7 | 日 時 | 令和4年12月12日（月）午前10時～11時30分 |
| | 場 所 | 男女共同参画センター 女性活動支援ルーム 11人 |
| 8 | 日 時 | 令和5年1月19日（木）午前10時～11時30分 |
| | 場 所 | 男女共同参画センター 女性活動支援ルーム 10人 |
| 主な活動 | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災意識の高まりや、避難所が毎年開設されていることから、防災における男女共同参画に着目した。避難所従事者の立場から、避難所開設時の負担軽減や安全性の確保について提案。 ・ 本市の幹部職員における女性の割合が未だに低いことに着目し、市職員向けのアンケートを実施した。その結果をもとに、昇進に対する不満、不安の解消や、仕事と家庭の両立のための取組を提案。 |

令和4年度男女共同参画推進事業概要

1 啓発事業

| 事業名 | 男女がともに考える「はばたきセミナー」(全2講座) | |
|------|---|--|
| 事業概要 | 「はばたきプラン2021」推進事業の一環として、幅広い市民の男女共同参画のための学習の場として、男女共同参画センター等でのセミナーを開催。 | |
| 第1講座 | 開催日 | 令和4年6月26日(日) 午後1時30分～3時30分 |
| | 会場 | 福知山市民ホール |
| | テーマ | そっか！コレならできる！新発見おもしろ防災 |
| | 講師 | 南 あきこさん(おもしろ防災アドバイザー) |
| | 参加者 | 72人 |
| | 備考 | |
| 第2講座 | 開催日 | 令和4年11月21日(月) 午後6時30分～8時 |
| | 会場 | 福知山市民ホール |
| | テーマ | 私のからだは私のもの～性のこと、自分で決めてる？～ |
| | 講師 | 杉山 伸子さん(由良産婦人科医院産婦人科医) |
| | 参加者 | 63人 |
| | 備考 | 共催：福知山市要保護児童対策地域協議会、人にいちばん近いまちづくり福知山市実行委員会 |
| 成果課題 | <p>全2回の講座を開催。第1講座は、ローリングストックや要支援者への対応など、性別に関わらず、日常生活の中で行える防災の取組について、具体的にお話しいただいた。第2講座は「性と生殖に関する健康・権利」「性的自己決定権」「性的同意」をキーワードに、月経や男性の更年期障害、アンコンシャスバイアス(無意識の偏見)など、性別や年代に関わらず関心を持つてお話をしていただいた。また、オンラインでの視聴も可能とした。</p> <p>今後も幅広い世代への啓発となるよう、より身近なテーマで継続した啓発を行っていく。また、オンラインの活用や曜日、時間帯など、多くの人に参加してもらえるよう工夫が必要である。</p> | |

| 事業名 | はばたき企業啓発セミナー(全2講座) | |
|------|---|---------------------------------------|
| 事業概要 | 「はばたきプラン2021」推進事業の一環として、市内企業及び事業所を対象としたセミナーを開催。 | |
| 第1講座 | 開催日 | 令和4年9月16日(金) 午後1時30分～3時 |
| | 会場 | 福知山市民ホール |
| | テーマ | 企業の事例から学ぶ～LGBTQ等の性的少数者が働きやすい職場環境について～ |
| | 講師 | かずえちゃん(You Tuber)、牧 由香里さん(三洋化成工業株式会社) |
| | 参加者 | 55人 |
| | 備考 | 共催：福知山市企業人権教育推進協議会 |

| | | |
|------|---|-------------------------------|
| 第2講座 | 開催日 | 令和5年2月9日(木) 午後1時30分～2時30分 |
| | 会場 | 市民交流プラザふくちやま 市民交流スペース |
| | テーマ | 弁護士が教える！最新ハラスメント対応 |
| | 講師 | 里内 友貴子さん(合同会社WLBC 関西・里内法律事務所) |
| | 参加者 | 46人 |
| | 備考 | 共催： 福知山市要保護児童対策地域協議会 |
| 成果課題 | <p>全2回の講座を開催。第1講座は、多様性を尊重する取組を実施している三洋化成工業株式会社の社員を講師に招いた。当事者かつ社員であるかずえちゃんからは、LGBTQの基礎知識や体験談、牧さんからは会社の取組について報告をしていただいた。市職員も登壇し、3部構成で実施した。第2講座は弁護士を講師に招き、パワハラやSOGI ハラの説明や、実際の裁判事例を交えながら、企業に求められる対応について講演をしていただいた。アンケートでの満足度は高かったが、時間が1時間であったため、より詳しく聴きたいとの意見が多数あった。</p> | |

| | | |
|------|---|--|
| 事業名 | デートDV防止ワークショップ | |
| 事業概要 | 「はばたきプラン2021」推進事業の一環として、市内中学校及び高校を対象としたデートDV防止ワークショップを実施。 | |
| 第1講座 | 開催日 | 令和4年6月23日(木) 午後1時15分～4時05分 |
| | 会場 | 福知山高等学校 |
| | テーマ | デートDV防止 |
| | 講師 | 人権学習サークルWITH YOU |
| | 対象者 | 福知山高等学校3年生(6クラス) |
| | 参加者 | 230人 |
| 第2講座 | 開催日 | ①令和5年1月13日(金) 午後1時05分～2時45分 ②令和5年1月27日(金) 午後1時05分～2時45分 ③令和5年2月3日(金) 午後1時05分～1時50分 |
| | 会場 | 福知山成美高等学校 |
| | テーマ | デートDV防止 |
| | 講師 | 人権学習サークルWITH YOU |
| | 対象者 | 福知山成美高等学校1年生(11クラス) |
| | 参加者 | 330人 |
| 成果課題 | <p>市民活動団体と協働し、若年層へのデートDV防止啓発として、市内高校生を対象としたワークショップ形式による学習機会を提供できた。グループワークにおいて意見交換を行い、デートDVやジェンダーの問題について考える機会となっている。今後も各学校と連携し、継続した啓発を行っていく。課題として、ワークショップを実施する学校が固定化されているため、多くの学校で開催できるよう、周知に努める必要がある。</p> | |

| | |
|-------|---|
| 事業名 | 第25回はばたきフェスティバル（協働） |
| 事業概要 | 「第25回はばたきフェスティバル」を開催。実行委員会による企画、運営を行い、男女共同参画社会の実現に向けて参加者相互の交流を図る。 |
| 開催日 | 令和5年2月26日（日） |
| 会場 | 福知山市民ホール |
| テーマ | あなたが変わると家族も変わる。そして地域・社会を変える。 |
| 講演会 | <p>時間：午後1時～午後3時 場所：福知山市民ホール 対象者：市民 ○オープニング お気楽亭おけらさんによる落語 ○講演 「あなたが活躍できる地域づくり～ジェンダー平等をめざして～」 講師 竹安 栄子さん（京都女子大学学長） 参加人数：150人</p> |
| イベント | 新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から中止。 |
| 展示 | <p>はばたきフェスティバル実行委員団体活動紹介 期間：令和5年1月30日（月）～2月25日（土） 場所：男女共同参画センター 実施団体：12団体</p> |
| 実行委員会 | 13団体、個人3名 |
| 成果課題 | なぜジェンダー格差が問題か、世界から見た日本のジェンダー格差やクオータ制について、データも交えながら講演された。参加者は50～80代の女性が中心であり、若年層や男性にも参加してもらえるよう工夫が必要である。 |

| | | |
|-----------|---|--|
| 事業名 | はばたきネットワーク会議（協働） | |
| 事業概要 | 男女共同参画社会の実現をめざし、市内の団体やグループ相互の交流・情報交換などの活動を広げるためのネットワークで、団体の連絡調整及び育成を行っている。 (構成数：令和5年3月31日現在 12団体、個人1名) | |
| 第1回 会議 | 日時 | 令和4年5月27日（金） 午前9時30分～11時 |
| | 場所 | 男女共同参画支援センター 女性活動支援ルーム |
| | 内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・令和3度事業報告について ・令和4年度事業計画について |
| 第2回 会議 | 日時 | 令和4年10月5日（水） 午前9時30分～11時 |
| | 場所 | 男女共同参画センター 女性活動支援ルーム |
| | 内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・女性に対する暴力をなくす運動期間について ・はばたきネットワーク学習会について ・規約改正について |

| | | |
|--------------|--|--|
| 第3回 会 議 | 日時 | 令和5年1月23日(月) 午前9時30分～11時 |
| | 場所 | 男女共同参画センター 女性活動支援ルーム |
| | 内容 | ・はばたきネットワーク学習のふりかえり ・女性に対する暴力をなくす運動期間の活動のふりかえり ・規約改正について |
| 第4回 会 議 | 日時 | 令和5年3月17日(金) 午前9時30分～11時 |
| | 場所 | 男女共同参画センター 女性活動支援ルーム |
| | 内容 | ・令和4年度事業報告(案)について ・規約改正について |
| 第1回 学習会 | 日 時 | 令和4年7月22日(金) 午後1時30分～3時 |
| | 場 所 | 福知山市民ホール |
| | テーマ | 性の多様性って?パートナーシップ制度をひも解いてみよう |
| | 講 師 | 人権推進室職員 |
| | 参加者 | 35人 |
| 第2回 学習会 | 日 時 | 令和5年1月18日(水) 午後1時30分～3時 |
| | 場 所 | 福知山市民ホール |
| | テーマ | 子どものデートDVから知る、自分たちのDV |
| | 講師 | 人権学習サークルWITH YOU |
| | 参加者 | 78人 |
| DV防止 展示 | 期 間 | 令和4年11月10日(木)～11月28日(月) |
| | 場 所 | 男女共同参画センター、市庁舎1階ロビー、図書館中央館、大江支所、三和支所、夜久野支所、各地域公民館 |
| | 内 容 | ポスター、パープルリボンの木を展示し、DV防止の啓発を行った。 |
| DV防止 街頭啓発 | 期 間 | ①令和4年11月14日(月) ②令和4年11月21日(月) 午後0時～1時 |
| | 場 所 | ①三ツ丸ストア駅南店、三ツ丸ストア蛇ヶ端店 ②イオン福知山店 |
| | 内 容 | ・パープルリボンとウェットティッシュの配布 ・パープルリボンの認知に関するアンケート |
| 成 果 課 題 | ネットワーク独自事業として、学習会を2回実施した。街頭啓発は啓発物品の配布だけでなく、パープルリボンを知っているかアンケートをとったことで、パープルリボンの意味を説明することもできた。また、「男女がともに活躍できる社会をめざす」という男女共同参画の趣旨に則り、女性団体に限らずネットワークに登録できるよう、規約改正を行った。 | |

| | |
|----------------|--|
| 事業名 | 福知山市女性活躍応援事業補助金 |
| 事業概要 | 女性が地域においてその個性と能力を十分に発揮し、活躍することを推進するため、京都府と連携し、女性の活躍の推進を図る事業を行う福知山市内の民間団体における当該事業に係る経費について一部助成する。 |
| 補助対象 団 体 | 福知山市内において女性の活躍を推進するための事業を実施する民間団体のうち、京都府女性活躍応援事業補助金に採択された団体 |
| 補 助 率 (上 限) | 京都府女性活躍応援事業補助金の補助対象経費のうち、自己負担部分の3分の2以内 10万円(上限) |
| 交付実績 | 2件 |

| | |
|-----|--|
| 事業名 | 京都府女性リーダー養成事業等参加者支援 |
| 内容 | 京都府が実施する女性リーダー養成事業（地域女性エンパワーメントセミナー事業）への参加者に対して、バス運行支援を実施。 |
| 日時 | 令和4年11月19日（土）午前9時～午後5時 |
| 場所 | 与謝野町立生涯学習センター知遊館 |

| | |
|---------------------|--|
| 事業名 | 女性活躍推進セミナー（①女性社員向け研修1回、②管理職・人事担当者向け研修1回） |
| 事業概要 | 女性がライフステージに関わらず就労を継続でき、キャリアアップをめざすことができる職場環境づくりのため、労働者と雇用者双方に対して意識改革の研修を実施し、市内企業における女性活躍の推進を図る。 |
| ① 女性社員向け研修（1回） | |
| 開催日 | 令和4年10月27日（木）午後6時～7時30分 |
| 会場 | 市民交流プラザふくちやま 視聴覚室 |
| テーマ | 知ってトクする！働く女性が知っておきたいお金のキホン ～人生の3大支出・貯金・保険・体験談～ |
| 対象者 | 市内企業及び事業所等で働く女性社員 |
| 参加者 | 15人 |
| 講師 | 加藤 葉子さん(ファイナンシャルプランナー・株式会社マイライフエプピー代表) |
| ② 管理職・人事担当者向け研修（1回） | |
| 開催日 | 令和5年2月3日（金）午後6時30分～8時 |
| 会場 | 市民交流プラザふくちやま 視聴覚室 |
| テーマ | 法改正対応！これからの男性育休への取り組み方 |
| 対象者 | 企業の経営者、管理職・人事担当者 |
| 参加者 | 30人 |
| 講師 | 杉森 隆志さん(社会保険労務士法人みらい人事労務サポート代表社員) 駿河 彰宏さん(両丹日日新聞社社員)・野々村 俊さん(福知山市役所職員) |
| 成果 課題 | 女性社員向けでは、女性が自立した生活を送るために必要なお金をテーマとし、投資や保険について説明をしていただいた。質疑応答も活発であり、参加者の関心の高さが伺えた。 管理職・人事担当者向けでは、男性の育休取得をテーマとした。法律の解説と、福知山市内で実際に育休を取得した男性の体験談の2部構成とした。 |

| | | |
|------|---|---|
| 事業名 | ふくちやま女性起業応援事業 | |
| 事業概要 | 地域に潜在する、起業をめざす女性を対象にワークショップを実施し、起業に必要なノウハウ等必要なヒントをつかむ機会を提供する。起業へのハードルを下げ、参加者の起業意欲を高め、産業支援センターの起業相談・産業観光課が実施する事業へとつなぐことにより、一体的な女性起業支援の流れを作る。 | |
| 対象者 | 起業をめざす又は創業間もない女性 | |
| 内容 | 開催日 | 令和5年3月12日(日) 午後1時30分～3時30分 |
| | 会場 | カフェ グリーン |
| | テーマ | 起業のもやもやをカタチにするワークショップ |
| | 講師 | 高橋 恭子さん(カフェ グリーン代表) 米田 晃代さん(PLB salon manaka 代表) |
| | 参加者数 | 12人 |
| 成果課題 | 女性が起業を考えるとときに生じる「もやもや」に焦点を当て、既に起業されている女性をゲストに迎え、参加者と皆で話をするワークショップを開催した。経済面や子育てとの両立などの不安が聞かれたものの、ゲストだけでなく参加者同士が交流をする中で、互いに情報共有をしたりアイデアを提案したりと、和気あいあいとした雰囲気です話することができた。終了後には参加者同士で連絡先を交換される場面もあり、繋がりづくりの機会にもなった。当初は定員を10名としていたがすぐに埋まってしまい、定員を増やしたものの、それもすぐに埋まった。関心の高さが伺えるため、今後、人数や回数を工夫し、多くの人が参加できるように検討する。 | |

2 支援事業

【活動支援】(内容) 女性活動支援ルームは男女共同参画社会の実現に向け、女性の活動に対する支援の場としてさまざまな団体に利用されている。

女性活動支援ルーム利用状況

| 月 | 利用回数 | 利用人数 |
|----|------|------|
| 4月 | 28回 | 197人 |
| 5月 | 31回 | 241人 |
| 6月 | 28回 | 206人 |
| 7月 | 37回 | 289人 |
| 8月 | 29回 | 178人 |
| 9月 | 31回 | 269人 |

| 月 | 利用回数 | 利用人数 |
|-----|------|------|
| 10月 | 29回 | 248人 |
| 11月 | 28回 | 273人 |
| 12月 | 17回 | 146人 |
| 1月 | 32回 | 265人 |
| 2月 | 28回 | 210人 |
| 3月 | 37回 | 323人 |

| | | |
|----|------|--------|
| 合計 | 355回 | 2,845人 |
|----|------|--------|

3 相談事業

| 事業名 | 女性相談 |
|------|---|
| 事業目的 | 女性に対する暴力や就業、セクシュアリティ等女性の人権に関する相談に応じるとともに、問題の早期解決を図る。 |
| 事業内容 | 年間実施回数等 22回（内5回は性別にこだわらない相談） 時間 午後1時～4時（各回1人1時間、3人まで） 場所 男女共同参画センター相談室 相談対応 女性問題専門カウンセラー 人数（件数） 28人（40件） |
| 成果課題 | <ul style="list-style-type: none"> ・相談内容は離婚、夫婦間の問題が多い。 ・緊急性の低い相談内容で、継続して相談を受けることを希望される場合もあるため、原則として上限を5回とし、それ以上はキャンセル待ちで予約を受け付けている。 |

| 事業名 | 性別にこだわらない相談 |
|------|--|
| 事業目的 | 性別に関わらず、どなたでも安心してセクシュアリティに関わる悩みやパートナーとの関係などについて相談できるよう実施する。 |
| 事業内容 | 年間実施回数等 5回 時間 午後1時～4時（各回1人1時間、3人まで） 場所 男女共同参画センター相談室 相談対応 専門カウンセラー 女性以外の人数（件数） 0人（0件） |
| 成果課題 | <ul style="list-style-type: none"> ・今年度は男性からの相談がなかった。 ・多くの人に利用してもらえるよう、チラシの配布先を見直す等、広報手段の工夫が必要である。 |

| 事業名 | 男性のための電話相談 |
|------|---|
| 事業目的 | 様々な要因で植え付けられた性別役割分担意識により、「男性だから人前で泣いてはいけない」「男性だから我慢をする」など男性に課せられている意識が社会には存在する。家庭問題や職場での人間関係に悩んでいる男性、新しい生き方を模索している男性のために男性臨床心理士による電話相談を実施する。 |
| 事業内容 | 年間実施回数等 4回 時間 水曜日（午後5時30分～7時） 各回1人30分、3人まで 相談対応 男性の臨床心理士 人数（件数） 1人（1件） |
| 成果課題 | <ul style="list-style-type: none"> ・実績は昨年度（3人、4件）よりも少なかった。 ・多くの人に利用してもらえるよう、チラシの配布先を見直す等、広報手段の工夫が必要である。 ・少ない人数ではあるが、男女共同参画の考えを踏まえ、男性の相談窓口は必要であると考えている。 |

| 事業名 | 女性の弁護士による女性法律相談 |
|------|---|
| 事業目的 | 女性に対する暴力やストーカー、セクシュアル・ハラスメント等女性の人権に関する問題について、市民が無料で法律相談を受ける機会を設け、法律の専門的な情報を提供し早期解決を図る。 |
| 事業内容 | 年間実施回数等 8回 時間 水曜日、午後1時～午後4時（各回1人45分、定員4人） 場所 男女共同参画センター相談室 相談対応 女性の弁護士（京都弁護士会） 人数（件数） 18人（18件） |
| 成果課題 | <ul style="list-style-type: none"> ・相談内容は離婚に関することが多い。 ・昨年度の実績（22人、22件）よりも少なく、また利用率も半分程度であるため、広報手段の工夫が必要である。 |

〈女性相談内容の内訳〉

* 1人1カウント。同一人が継続して複数回相談した場合も1とカウント。情報提供を含む。

内（ ）は性別にこだわらない相談

| | 職員対応 | | | 女性問題カウンセラーによる女性相談（専門） | | | 女性弁護士による女性法律相談（専門） | | | 【職員・女性・法律】合計 | | |
|---------------------------------|------|-----|-----|-----------------------|-----------|-----------|--------------------|-----|-----|--------------|-----|-----|
| | 4年度 | 3年度 | 2年度 | 4年度 | 3年度 | 2年度 | 4年度 | 3年度 | 2年度 | 4年度 | 3年度 | 2年度 |
| 年間実施回数 (性別にこだわらない相談の女性以外の人数) | | | | 22 (0) | 22 (4) | 22 (4) | 8 | 8 | 8 | | | |
| DV | 98 | 65 | 69 | 10 | 4 | 6 | 1 | 5 | 5 | 109 | 74 | 80 |
| 離婚 | 0 | 3 | 9 | 7 | 9 (4) | 9 | 7 | 9 | 7 | 14 | 21 | 25 |
| セクシュアル・ハラスメント | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 |
| ストーカー | 1 | 4 | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 4 | 4 |
| 夫婦関係 | 6 | 3 | 12 | 1 | 6 | 8 | 3 | 1 | 3 | 10 | 10 | 23 |
| 家庭 | 6 | 8 | 12 | 4 | 4 (1) | 6 | 3 | 1 | 3 | 13 | 13 | 21 |
| その他 | 18 | 16 | 25 | 6 | 7 (2) | 7 | 4 | 6 | 6 | 28 | 29 | 38 |
| 計 | 129 | 100 | 131 | 28 | 30 (7) | 37 | 18 | 22 | 24 | 175 | 152 | 192 |

4 DV被害者等支援

「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画(第3次)」に基づき支援を行った。

DV被害者が安心して安全な生活をするために、被害者の気持ちに寄り添い、庁内DV被害者支援担当課と連携を図りながら、関係機関(家庭支援総合センター、警察等)への情報提供、一時保護やDV被害者の自立に向けての支援など総合的な支援を実施するとともに、女性問題カウンセラーによる女性相談や女性の弁護士による女性法律相談等の専門相談を実施した。

福知山市DV・ストーカー対策ネットワーク会議(福知山警察署や京都府関係機関、庁内関係課との情報共有)の定期開催、また、北部市町DV担当者会議等への参加など、関係部署との連携強化に努め、適切な支援に繋げることができた。

DV・虐待等被害者に係るマイナンバー制度における不開示措置等の設定に関する対応等について、庁内担当課間において統一した対応を図るため、DV等被害者情報の漏洩防止とDV等被害者の安全確保についてDV等被害者情報管理体制(平成30年度整備)に基づき支援をした。

5 情報・啓発資料

【情報掲載資料】

| 掲 載 資 料 | 内 容 (テ ー マ) | 備 考 |
|--------------------------------|--|------------|
| 広報ふくちやま5月号・HP | ・はばたきネットワーク メンバー募集 | 募集 |
| | ・第25回はばたきフェスティバル実行委員会募集 | |
| 市公式 SNS LINE・HP | ・令和4年度各種男女共同参画センター相談 | お知らせ |
| 広報ふくちやま6月号・HP | ・性の多様性について ・はばたきセミナー第1講座 (6/26) | 特集 お知らせ |
| 広報ふくちやま10月号・HP | ・男女共同参画審議会委員の募集 | 募集 |
| 広報ふくちやま11月号・HP 市公式 SNS LINE | ・女性に対する暴力をなくす運動期間 (11/12～11/25) ・はばたきセミナー第2講座 (11/21) | お知らせ |
| 広報ふくちやま1月号・HP 市公式 SNS LINE | ・女性活躍推進セミナー (人事担当者・管理職向け) (2/3) ・はばたき企業啓発セミナー (2/9) | お知らせ |
| 広報ふくちやま2月号・HP 市公式 SNS LINE | ・第25回はばたきフェスティバル (2/26) ・女性起業応援セミナー (3/12) | お知らせ |
| 広報ふくちやま (相談がある月) | 相談案内 (女性相談・女性の弁護士による女性法律相談・性別にこだわらない相談・男性のための電話相談) | お知らせ |

【啓発資料】

| 資 料 名 | 規 格 | 備 考 |
|----------------------|----------|--|
| デートDV防止啓発用 パンフレット | A4三折・2色刷 | ・市内高校1年生に配布 ・WITH YOUによる「デートDV防止プログラム、ワークショップ」実施 ・高校、中学校で受講生徒に配布 |

【男女共同参画センター啓発展示】

| 啓発期間 | 啓発内容 |
|---------|---|
| 令和4年4月 | 多様な性について |
| 令和4年6月 | 男女共同参画週間（6/23～6/29） 多様な性について／ジェンダー平等 |
| 令和4年11月 | 女性に対する暴力をなくす運動期間（11/12～11/25） |

「はばたきプラン2021」実施計画 計画期間：令和3年～7年度

| 番号 | 課題 | 具体的施策 | 事業名 | 概要 | 所管または実施課 |
|----|----------------------|--------------------------------------|--|--|---------------|
| 1 | 女性に対する暴力の根絶と人権の尊重 | 1) ドメスティック・バイオレンス防止対策の推進と女性に対する暴力の根絶 | DV被害者相談事業 | 職員の相談スキルを向上させ、DV被害者の救済と適確な支援の入り口となるDDV相談を行う。 | 人権推進室 |
| | | | DV防止啓発事業 | 11月のDVをなくす啓発期間にあわせ、DVの実態や被害者へのサポート等に関する講座を実施し、啓発を行う。 | 人権推進室 |
| | | | 相談窓口の周知事業 | 女子トイレや窓口だけでなく、各施設で手に取りやすい場所に「DV相談支援カード」を設置する。 | 関係する部署 |
| | | | 学校における人権教育 | 各校の人権教育推進計画に基づいて、対象な人間関係の大切さや、子どもを暴力の加害者、被害者、傍観者にしなないための学習に取り組む。 子どもが相談できる窓口の広報・周知や関係機関との連携を図り、子どものSOSを見逃さない体制づくりを推進する。 | 学校教育課 |
| 2 | 若年層へのあらゆる暴力の防止啓発 | デートDV防止ワークショップ | 市内中学校、高等学校と連携しデートDV防止に向けた学習機会を提供する。 | 人権推進室 | |
| | | 子ども安全対策事業 | 子どもたちの防犯、暴力からの安全確保のために、防犯ブザーの配布、安全教育、様々な周知啓発を行う。また、地域の見守り隊と連携し、登下校の安全対策を推進する。 | 学校教育課 | |
| | | 女性のための相談事業 | 女性が抱える様々な悩みについて、女性問題専門のカウンセラーが相談を受ける。また、複雑多様化する女性相談の内容に対応するため、女性の弁護士が法律の側面から専門的な情報を提供し、問題の早期解決を図る。 | 人権推進室 | |
| | | 女性相談・DV相談の周知 | 多くの市民が訪れる市民課の窓口には「相談一覧案内チラシ」及び「DV相談支援カード」を置き、相談窓口の周知と啓発に努める。 | 市民課 | |
| 3 | 社会的に弱い立場の女性への人権侵害の防止 | DV被害者住民基本台帳事務支援措置 | DV被害者を加害者から守るため、転入・転出・転居等住民登録の手続きの際に、被害者からの申し出により、「要注意情報」を登録し、住民票等の請求について配慮するとともに、庁内の関係機関と連携をとり、DV被害者の保護に努める。 | 市民課 | |
| | | 市営住宅入居募集 | DV被害者への市営住宅の目的外使用や母子家庭への市営住宅の優先枠の確保を行う。 | 建築住宅課 | |
| | | 母子生活支援事業 | DV被害者の母子自立支援施設への入所により母子の心身の安全を確保し、自立に向けた支援に結びつける。 | 子ども政策室 | |
| | | DV被害者支援事業 | 被害者の国民健康保険加入についての支援 被害者の住居を確保するとともに経済的な支援 被害者の子どもの予防接種、乳幼児健診、健康相談、 被害者(母親)の心身の健康管理 被害者の子どもの就学支援 被害者の子どもの就学支援 被害者の発見と相談 | 保険年金課 社会福祉課 子ども政策室 | |
| 4 | 被害女性に対する救済と支援 | | | | 学校教育課 市民病院 |

| 番号 | 課題 | 具体的施策 | 事業名 | 概要 | 所管または実施課 |
|----|---------------------|-------------------------------|----------------------|---|----------------|
| 1 | 女性に対する暴力の根絶と人権の尊重 | 5 相談体制の充実と庁外関係機関との連携強化 | 市民相談事業 | 市政に対する要望や苦情、日常の困りごとに対して、相談員を配置して応じるとともに、定期的に弁護士や司法書士等による専門相談を開催。 | 市民課 |
| | | | 家庭児童相談事業 | 子育てをはじめとする様々な悩みについて、相談員が常時相談を受けける。 | 子ども政策室 |
| | | | 女性のための相談事業 | 女性が抱える様々な悩みについて、女性問題専門のカウンセラーが相談を受ける。また、複雑多様化する女性相談の内容に対応するため、女性の弁護士が法律の側面から専門的な情報を提供し、問題の早期解決を図る。 | 人権推進室 |
| | | | 人権相談 | 広く人権にかかる相談の場として月4回開設相談を実施。 | 人権推進室 |
| | | | 男性のための電話相談 | 様々な要因で植えつけられた性別役割分担意識によって、家庭や職場での人間関係等に悩む男性を対象に男性臨床心理士による相談を実施する。 | 人権推進室 |
| | | | 障害者相談支援事業 | 相談支援事業所に事業委託し、障害のある人やその家族等のさまざまな相談に応じる。(人権相談に限らない) | 障害者福祉課 |
| | | | 京都府関係機関との連携 | 警察、中丹西保健所、京都府北部家庭支援センターなどと連携をとりながら相談支援活動を行う。 | 人権推進室 |
| | | | はばたきセミナー | 固定的な性別役割分担意識を解消するための啓発を継続し実施する。 | 人権推進室 |
| 2 | 意識改革のための教育・学習と啓発の推進 | 6 ジェンダーに基づく固定的な性別役割分担意識の解消の取組 | 広報ふくちやま発行事業 | 暮らしに役立つ広報誌として市政情報などを掲載した「広報ふくちやま」を毎月1回発行し、市内全世帯に配布する。啓発記事「シリーズ人権」に男女共同参画社会の実現に向けた具体的な取組を紹介することで住民の意識を高める。 | 人権推進室 秘書広報課 |
| | | | ホームページ運営事業 | 最新の市政情報を市民や市外へ情報発信する。 | 秘書広報課 |
| | | | 市刊行物における表現の配慮 | 男女共同参画の視点から、市の刊行物の表現を点検する。 | 全部署 |
| | | | 共に幸せを生きるまちづくり人権講座 | あらゆる人権問題の解決に向け、地域での実践に結びつけるため、地域公民館や学校との連携により人権講座を実施。 | 人権推進室 |
| | | | 差別を許さない人材育事業(STAR事業) | 21世紀を担う全ての子どもたちが、一人ひとりの人権を大切に、あらゆる差別を許さない子どもにも成長することを願い、子どもたちを育成する。 | 人権推進室 |
| | | | はばたきセミナー | 年4回の講座を開催。講座内容は、固定的な性別役割分担意識、DV、女性活躍推進等の男女共同参画社会の実現に向けたテーマを設定して実施する。 | 人権推進室 |
| | | | 男女共同参画年次報告書作成 | 男女共同参画の推進等に関する市施策の実施状況と効果等について報告書を作成し、公表する。 | 人権推進室 |
| | | | 広報ふくちやま | 誌面にてシリーズ人権、講演会のお知らせ、各種相談の日程、意識調査結果、はばたきプランなどについて記載し、市民に周知する。人権特集号を作成。 | 人権推進室 |

| 番号 | 課題 | 具体的施策 | 事業名 | 概要 | 所管または実施課 |
|-----------------|---|--|------------------------------|--|-----------------|
| 2 | 意識改革のための教育・学習と啓発の推進 | 8 市民への啓発の推進 | 人権ふれあいセンター・児童館・教育集会所における啓発事業 | 女性問題、男女共同参画に関する内容で市民啓発として講演会を実施。また、各施設だよりの中で、個人として能力を発揮できる男女共同参画社会の実現を図る内容の啓発文を掲載する。 | 人権推進室 子ども政策室 |
| | | | 高齢者教室 | 人権ふれあいセンター、教育集会所で開催する高齢者教室で全ての人が性別による差別を受けない男女共同参画社会の推進を図る学習を推進するとともに、健康づくり効果、生きがい対策事業を実施し、高齢者の積極的な社会参加の促進を図る。 | 人権推進室 |
| | | | 地区公民館巡回講座 | ・地域公民館や自治会で自主的に取り組まれる人権学習に職員が出向き、啓発DVD等を活用した講座を実施。 ・DVDの選定にあたり、固定的な性別役割分担意識の解消に向けたテーマのものも候補とする。 | 人権推進室 |
| | | | 幼稚園教育 | 園児が日常生活の中でこれまでの男女の固定的な性別役割分担意識や概念にとらわれないこと、自分らしさとお互いを大切にすることを自然に学び、認識できるように指導内容での教育を行なう。また、保護者と関わる中で、家庭における固定的な性別役割分担意識の解消への啓発を行う。 | 子ども政策室 |
| | | | 学校における人権教育 | 男女共同参画について、各校の人権教育推進計画に基づいて行なう。各教科・人権学習の中で男女共同参画について正しい知識と実践力を培う学習を実施する。 | 学校教育課 |
| | | | 市職員研修 | 年間計画の中で男女共同参画に関する部課内研修や派遣研修を行なうことにより、職員の人権意識の高揚やジェンダーに敏感な視点を養う。 | 職員課 全部署 |
| | | | 幼稚園職員研修 | 男女共同参画や人権に関する職員研修を課内研修として各園または複数園共同で行なうことにより、職員の人権意識の向上やジェンダーに敏感な視点を養う。 | 子ども政策室 |
| | | | 教職員研修 | 男女共同参画に関する校内研修や派遣研修を行うことにより、職員の人権意識の高揚やジェンダーに敏感な視点を養う。 | 学校教育課 |
| | | | 学校用務員研修 | 男女共同参画や人権に関する研修を行い、職務とのかかわりを通して、人権意識の高揚やジェンダーに敏感な視点を養う。 | 教育総務課 |
| | | | 消防団員研修 | 男女共同参画の観点から、家庭や職場における役割分担意識の解消に向け、男女の別なく子育てや家事への参画を促進するため、消防職員・消防団員への啓発を行う。 | 消防本部総務課 |
| 保育園職員研修 | 保育の質を担保する保育園職員の人権研修会の開催。 公立・民間保育園の保育士が京都府や保育協会が実施する研修に参加し、子どもや家庭の支援に関する研修を受講し、人権尊重を保育の基盤とする。 | 子ども政策室 | | | |
| 差別を許さない人材育成基本計画 | 各地区で計画実行されている人材育成計画に男女共同参画の視点を徹底する取組の実施。 | 人権推進室 子ども政策室 教育総務課 学校教育課 生涯学習課 | | | |

| 番号 | 課題 | 具体的施策 | 事業名 | 概要 | 所管または実施課 |
|----|-------------------------|---|---------------------------------|---|---|
| 2 | 育児・学業と就労の推進 | 10 職員研修の充実と人材の育成 | 男女共同参画人材育成事業 | 教育現場および市職員の男女共同参画推進に資する人材育成の実施。 | 人権推進室 |
| | | 11 意識調査の実施 | 市民意識調査の実施 | 市民対象の人権意識調査を実施するなかで、男女共同参画の意識も調査する。 | 人権推進室 |
| 3 | 生涯を通じた女性の健康支援 | 12 リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)に関する理解の促進 | はばたきセミナー | リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する正しい理解の周知と啓発に関するセミナーの実施。 | 人権推進室 |
| | | 13 生涯を通じた男女の心身の健康づくりの支援 | 女性のライフスタイル支援事業 | ①妊婦健診を公費負担で実施 ②妊娠中の歯科健診を公費で1回実施 ③助産師・保健師等の妊婦・産婦・新生児・乳児に対する指導や育児支援として訪問指導実施 ④⑤子宮がん・乳がん(マンモグラフィ併用検診)の実施。検診受診率が低く、これまで受診されなかった人にもがん検診の重要性等について理解を促進し、今後の継続的な受診を促すため国の補助を受け、働く女性支援のためのがん検診推進事業(子宮頸がん検診(20歳)、乳がん検診(40歳)の受診啓発と検診費用の無料クーポン券を個別送付し、受診勧奨。 ⑥子育て中の女性や更年期世代への健康教育を継続して実施。 | 健康医療課 子ども政策室 |
| 4 | 性的マイノリティ等と多様な性への理解促進と支援 | 14 性的マイノリティへの理解の促進 | 健康相談 生涯スポーツの推進 | 人権ふれあいセンターにおいて定期的に健康相談を実施。 多様なニーズに対応した、スポーツ機会の提供や、より使いやすいスポーツ施設への整備によりスポーツ関与率の向上を図る。 | 人権推進室 文化・スポーツ振興課 |
| | | 15 社会的な仕組みを整える働きかけ | はばたきセミナー 学校における人権教育 教職員研修 | 性的マイノリティへの理解促進に向けて、LGBTQ+をテーマとするセミナーの実施。 各校の人権教育推進計画に基づいて、多様な性への理解を深めるため、各教科・人権学習の中で正しい知識と実践力を培う学習を実施する。 教職員が多様な性への理解を深め、適切な支援ができるよう、研修の充実を図る。 | 人権推進室 学校教育課 |
| | | 16 性的マイノリティの相談体制の整備と支援 | 性別にこだわらない相談 | 同性パートナーの関係を公的に認め、生きづらさを軽減し、誰もが自分が生きていく社会をめざし、パートナーシップ制度の導入を検討する。 多様な性を尊重するため、必ずしも性別記載が必要でない公文書等の見直しを行う。 | 人権推進室 全部署 |
| | | | | | 性別に関わらず、男性、女性、性的マイノリティの人も誰もが、心の悩みを相談できる窓口として開設し、性のあり方を正しく理解し、多様な性を受け入れられる社会づくりの一助とする。 |

| 番号 | 課題 | 具体的施策 | 事業名 | 概要 | 所管または実施課 |
|----|--------------------|-------|---|---|------------------------------------|
| 5 | 家庭・地域における男女共同参画の推進 | 17 | ファミリーサポートセンター事業 | 育児の援助を行いたい者及び育児の援助を受けたい者からなる会 員組織として福知山市子育てファミリー・サポート・センターを設置し、 安心して子育てができる環境づくりを行う。 | 子ども政策室 |
| | | 18 | はばたきセミナー 保育園 放課後児童クラブ 子育て交流・相談支援対策事業 | 家庭生活とそれ以外の生活の両立を可能にする、働き方の見直しを はじめとする、両立支援セミナーを実施。 子育て支援策として、公立8園、民間20園(内子ども園5園)、小規模 保育所5園で運営。更に公立園のこども園化や民営化などを進め、 保育の充実、持続可能な行政運営等を図る。 保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対し、放課後や 学校休業日に見守りを行い、保護者の就労と子育ての両立を支援 する。 地域での子育てをサポートするため、あゆみ保育園(委託)、三和こ ども園、下夜久野保育園、けん兜保育園(直営)に地域子育て支援 センターを設置し、子育て相談、園庭開放事業を実施する。また、岡 ノ三地域に地域子育て支援ひろば「すくすくひろば」を設置し、子育 てに関する学習会、講座、情報誌の発行、子育て相談、子育て世代 交流などの事業を実施する。 | 人権推進室 子ども政策室 生涯学習課 子ども政策室 |
| 5 | 家庭・地域における男女共同参画の推進 | 18 | 妊産婦にやさしい環境づくり パパ・ママ学級 | 「マタニティーマークチェーンホルダー」を妊婦に配布。 ・マタニティーマークを広報紙等に掲載し、市民への広報活動を推 進。 男女共同参画の視点に立ち、男女で協力して妊娠、出産、育児に取 り組めるよう、年間6回の教室を実施(うち、3回は土曜日開催)。 | 子ども政策室 子ども政策室 |
| | | 19 | 両親学級 ダイ・マミイプラザ 子育て支援事業 母子支援事業 院内助産院 | 妊婦とその夫が妊娠初期から分娩、育児について主体的に問題解 決できるよう参加型集団指導を行う。 前期・後期の2回エコーで参加する。 隔週水曜日、日曜日に予約制で実施する。 救急入院や分娩入院で子どもの虐待を疑う事例があったときに面談 と支援を行う。 市子ども政策室、児童相談所と連携を行い、虐待リスクを早期に発 見予防する。 妊娠から出産、産褥を特定の助産師が継続して担当し、安全で満足 度の高い出産に繋げていく。 リスクが高い場合は医師コースへ移行することも可能であり、緊急時 は産科医、小児科医が24時間体制で対応する。 | 市民病院 市民病院 市民病院 |
| | | 19 | はばたきセミナー 育児休業取得の促進 | 男性の家庭参加を促進するため、市民を対象とした啓発セミナーを 行う。 育児休業取得者代替の任期付き正規職員採用をおこなう。 | 人権推進室 職員課 |

| 番号 | 課題 | 具体的施策 | 事業名 | 概要 | 所管または実施課 | |
|----|--------------------|----------------------------|----------------------------|--|---|--------------------------|
| 5 | 家庭・地域における男女共同参画の推進 | 20 活カある高齢期のための支援策の充実と介護支援 | 老人クラブ育成 | 生きがいや健康づくり等の事業を実施している福知山市老人クラブ連合会や単位老人クラブに対する支援。 女性会員への様々な研修会の開催・受講。 (府老連や市老連主催の女性リーダー研修に参加、女性委員の積極的な事業参画などを推進する。) | 高齢者福祉課 | |
| | | | 高齢者教育推進事業 | 高齢者が自立し、いきいきとした生活と社会参加ができるための健康づくりや介護予防の推進を図る。 | 中央公民館 | |
| | | | 高齢者人材活用事業 | 今まで培ってきた経験や知識を地域活動や学習に活かせる世代間交流と社会参加により地域への参画を推進する。 | 中央公民館 | |
| 6 | 職場における男女共同参画の推進 | 21 地域での活動における男女共同参画の推進 | シルバー人材センター支援事業 | シルバー人材センターの会員が、長年培ってきた知識や経験、技能を活かし、就業を通じて社会参加することで自らの生きがい創出と健康維持を図るとともに、地域社会への貢献により地域活力の向上に寄与することを目的に、シルバー人材センターの活動を支援するとともに、就業機会の提供に配慮する。 | 産業観光課 | |
| | | | 22 雇用における男女の均等な機会と待遇の確保 | はばたきセミナー ふるさと就職おうえん事業 | 女性も男性も地域活動に参加できるよう働き方の見直しなどワーク・ライフ・バランスの推進についての啓発を実施。 福知山雇用連絡会議の活動の一環として、男女雇用機会均等法等公正採用について啓発するイベントを作成し、商工会議所・商工会等を通して配布する。また、就職フェア等で求職者に対しても啓発を行う。 | 人権推進室 産業観光課 |
| | | | 23 働き方の見直しとワーク・ライフ・バランスの推進 | 福知山市企業人権教育推進協議会での啓発 幼稚園・小学校・中学校における衛生推進者設置 | 社会のあらゆる不公平と不合理を許さない企業活動の促進を図るため、企業の人権学習を推進、支援する。 労働安全衛生法の規定による衛生推進者として、小・中学校では教頭、幼稚園では園長を任命し、職場の危険・健康障害の防止、安全衛生教育、健康診断の実施など、労働安全衛生体制の整備に努める。衛生推進者が職場の環境づくり(ワークライフバランスの推進)に努める。心身の不調が認められる者については、面接医等の面談を勧める等、市担当者との連絡・調整を行う。 労働時間の短縮により仕事と家庭の両立支援を図り、健康で豊かな生活を送るワーク・ライフ・バランスが実現した社会を目指す。 ・幹部職員が率先した定時退庁 ・超過勤務時間の縮減のための意識啓発等 ・ノーマル残業の実施、強化 ・業務改善 | 人権推進室 学校教育課 子ども政策室 |
| 5 | 家庭・地域における男女共同参画の推進 | 23 働き方の見直しとワーク・ライフ・バランスの推進 | 超過勤務の縮減 | 労働時間の短縮により仕事と家庭の両立支援を図り、健康で豊かな生活を送るワーク・ライフ・バランスが実現した社会を目指す。 ・幹部職員が率先した定時退庁 ・超過勤務時間の縮減のための意識啓発等 ・ノーマル残業の実施、強化 ・業務改善 | 職員課 全部署 | |
| | | | 次世代育成支援対策 特定事業主行動計画の推進 | 次世代育成支援に係る啓発資料の作成、配布。育児休業等の取得促進、取得後の円滑な職場復帰の支援。男性職員による積極的な制度の活用。代替要員の確保。家庭・男女の役割についての意識啓発。超過勤務の縮減。休暇の取得促進。子育てを行う女性職員の活躍推進に向けた取組(女性職員を対象とした取組、管理職等を対象とした取組) | 職員課 全部署 | |

| 番号 | 課題 | 具体的施策 | 事業名 | 概要 | 所管または実施課 |
|----|---------------------|------------------------------|-----------------------------------|--|------------------------|
| 6 | 職場における男女共同参画の推進 | 24 職場におけるハラスメント | ハラスメント苦情処理委員会 | ハラスメント苦情処理委員会により様々なハラスメントの防止に取り組む。 | 職員課 |
| | | 25 女性の就労支援 | はばたき企業啓発セミナー | はばたきセミナーを事業所向けに企画し、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等、様々なハラスメント防止についての啓発を実施する。 | 人権推進室 |
| | | | 女性活躍推進セミナー | 出産や子育て期をむかえた女性が就労を継続でき、キャリアアップをめざすことができる職場環境づくりのため、労働者側と経営者側双方に対してそれぞれ意識改革の研修を実施し、市内企業における女性活躍の推進を図る。 | 人権推進室 |
| | | | ふるさと就職おうえん事業 | 東京都ジョブパーク、ハローワーク福岡山マガーズコーナーと連携し、働きたい女性の就職活動をサポートするセミナーやイベントを開催する。 | 産業観光課 |
| | | 26 農業・商工業などの自営業における男女共同参画の推進 | 就職相談 | 人権ふれあいセンター等において就職情報を提供し、相談を実施。 | 人権推進室 |
| | | | 農村女性協議会研修会 | 農村女性が担っている役割に対する正当な評価による女性の地位向上や男女共同参画を目指して、農村女性のネットワーク化を図る活動を展開するとともに、男女共同参画に対する認識を深めるための学習会を開催する。 | 農林業振興課 |
| 7 | 政策・方針決定の場への女性の参画の促進 | 27 市審議会等の女性比率の向上 | はばたき企業啓発セミナー 審議会等への女性委員の登用 | はばたきセミナーを企業や事業所、自営業者向けに企画し、ワーク・ライフ・バランスの推進や固定的な性別役割分但意識の解消等について啓発を実施する。 行政委員会、審議会等市長の付属機関、その他の協議会への積極的な女性の登用。 | 人権推進室 |
| | | 28 市幹部職員への女性登用 | 各種計画、方針決定等への市民意見の反映 | パブリックコメント等を用い、計画立案時や意思決定時に、市民の意見を反映できる手法の確立。 | 審議会等を運営している課 関係する部署 |
| | | | 職員研修事業の充実 | 政策形成、マネジメント系研修への女性職員の受講や対象研修の拡大に努め、女性職員の受講者を増やす。 | 職員課 |
| | | 28 市幹部職員への女性登用 | 市幹部職員への女性登用 | ・女性が働きやすい環境を整備し、女性の管理職登用を積極的に進め、女性管理職比率の維持・向上を図る。(女性職員比率38%) ・女性職員に対する多様なロールモデル(模範となる職員)、キャリアパス(目標となる職位や職務に就くために必要な一連の業務経験やステップ・配置異動などのルール)の紹介や女性同士のネットワークの構築を進める取組並びに本市キャリアアップサポート(人事考課制度)の効果的活用により、女性が昇進意欲を持てるよう支援するとともにマネジメント力の向上に努める。 | 職員課 全部署 |
| | | | 女性の職域拡大、職務分担の見直し | 職務分担や職場習慣において、性別による偏りがないか、偏りが職場慣行として定着していないかを点検し、必要に応じ見直しを行う。 | 全部署 |
| | | 教職員採用と、教職員管理職への女性登用 | 教職員採用・教職員管理職登用にあたり、適材適所の人員配置に努める。 | 学校教育課 | |

| 番号 | 課題 | 具体的施策 | 事業名 | 概要 | 所管または実施課 |
|----|---------------------|-------------------------------|-----------------------------------|--|---------------------|
| 7 | 政策・方針決定の場への女性の参画の促進 | 29 女性起業家支援 | 福知山市産業支援事業 | 人権推進室と共催し、女性起業家支援事業を実施する。 | 産業観光課 |
| | | 30 企業や団体における女性登用の啓発 | 女性起業家支援事業 | 起業を考える女性のニーズに対応、地域に潜在する女性起業希望者を発掘し、次世代に向けた新たな女性活躍支援及び人材育成事業を創出することを目的として女性起業家支援を行う。 | 人権推進室 |
| | | 31 地域活動における女性登用の啓発 | はばたき企業啓発セミナー 市立公民館運営事業 | はばたきセミナーを事業所向けに企画し、女性の登用や働き方の見直しについての啓発を実施する。 市立公民館運営審議会委員の選考方法に一般公募を取入れ、積極的に女性委員の登用を図る。 | 人権推進室 中央公民館 |
| 8 | 市民との協働体制の確立 | 32 女性団体の活動支援とネットワークの推進及び人材の育成 | 丹波生活衣館管理運営事業 福知山市連合婦人会生涯学習講座 | 福知山市丹波生活衣館の運営にあたり、企画・運営への参画を促進する。 ・中央・地域学区別にそれぞれの生涯学習講座を開催 ・年数回実施する研修の中に、男女共同参画の実現に向けたテーマを取り入れる。 | 文化・スポーツ振興課 生涯学習課 |
| | | 33 NPOやボランティア団体との協働支援 | 女性団体ネットワーク はばたきフェスティバル | ネットワーク会議やはばたきプランに基づく研修会や意見交流会及び学習会等を実施する。 女性団体等で構成された実行委員会による企画運営を行う。講演会、グループワーク、作品展示等の実施により市民への男女共同参画への啓発をするとともに交流の場とする。 | 人権推進室 |
| | | 34 平時からの男女共同参画の実現 | 消防団活動における積極的な女性参加の促進 防災知識の普及活動 | 平成13年度に発足した「ふくちやまファイヤーエンジェルス」を継続して募集するとともに、分団所属の女性消防団員の加入を促進し、消防団活動における女性参加を促進する。 マップ作成のための地域住民ワークショップにおいて、女性の視点で地域の避難所運営などを検討してもらおう、女性の参加を呼びかけている。 | 消防本部総務課 危機管理室 |
| 9 | 防災における男女共同参画の推進 | 35 防災における男女共同参画の推進 | 避難所運営 | 地域や団体からの安心安全講座の申し込み時及び防災訓練の参加を依頼する際は、女性の受講・参加を促進する。 女性用および男女兼用のサニタリー用品の充実を図っているほか、授乳や障害のある方などが必要に応じて使用できるプライベートテントを備蓄している。 | 予防課 危機管理室 |
| | | 36 防災の主眼的な担い手としての女性の参画 | 自主防災組織育成事業 | 各種災害における急性期での活動であり、市民の生命、身体、財産の保護を最優先にするとともに、それぞれに必要なプライベートシーに配感した活動に努める。 ・自主防火・防災組織の設置推進及び組織運営の強化を図る。 ・自治会を対象に「自主防災リーダー養成講座」を年間3回開講する。 ・自治会長等の推薦が必要となるが、女性受講者の推薦を促し、女性リーダーの育成を推し進める。 | 予防課 警防課 |
| | | 37 防災の主眼的な担い手としての女性の参画 | 防災会議等 | 防災会議の構成委員は条例による充て職であり、女性の参画がない場合もあるため、条例改正の検討を進めつつ、選任を受けた委員があらかじめ女性の意見を聞いたうえで会議に参加するなど、女性の意見が反映できるよう呼びかけている。 | 危機管理室 |

| | | | | | | | |
|----|----|-----------------|----|----------|---------|--|----------|
| 番号 | 10 | 課題 | 37 | 具体的施策 | 事業名 | 概要 | 所管または実施課 |
| | | その 課題の 題他 | | 国際的協調と連携 | 広報ふくちやま | 男女共同参画に係る国際的な動向や諸外国の動き等掲載し国際感 覚の育成に努める。 | 人権推進室 |

令和4年度 男女共同参画推進にかかる事業調査結果(全部署及び関係する全部署関係)

| 施策番号 | 事業名 | 事業概要 | 実施結果 (具体的な数値を記入) | 課題点・問題点 |
|------|-----------------------|--|---|--|
| 1-1 | 相談窓口の周知事業 | 女子トイレや窓口だけでなく、各施設で手に取りやすい場所に「DV相談支援カード」を設置する。 | 各窓口を設置するだけでなく、出前講座や個別対応時にカードやチラシを配布し、周知に努めた。 | 窓口では他のチラシ等に紛れてしまい、目につきにくい面がある。 |
| 2-8 | 市刊行物における表現の配慮 | 男女共同参画の視点から、市の刊行物の表現を点検する。 | 作成時に、性差による不適切な表現がないか等、課内で点検をしている。 | 今後も研修等により、研鑽を積む。刊行物の作成時には精査が必要である。 |
| 2-10 | 市職員研修 | 年間計画の中で男女共同参画に関する部課内研修や派遣研修を行うことにより、職員の人権意識の高揚やジェンダーに敏感な視点を養う。 | 各課での人権研修においてテーマとして取り上げ、男女共同参画や、多様な性の視点を養うことができた。 | 継続して研修に参加すること、研修で学んだことを業務に反映させることが重要である。 |
| 4-15 | 公文書等への性別欄表記の見直し | 多様な性を尊重するため、必ずしも性別記載が必要でない公文書等の見直しを行う。 | 見直しを行い、性別記載が必要でない申請書等の記載欄を廃止した。 | 日々の業務の中で点検し、不必要な記載欄があれば可能な範囲で見直しを行う。 |
| 6-23 | 超過勤務の縮減 | 労働時間の短縮により仕事と家庭の両立支援を図り、健康で豊かな生活を送るワーク・ライフ・バランスが実現した社会をめざす。 ・幹部職員が率先した定時退庁 ・超過勤務時間の縮減のための意識啓発等 ・ノー残業デーの実施、強化 ・業務改善 | ・朝礼や終礼において声かけをしている。 ・管理監督職が率先して定時退庁に努めた。 ・課内で業務遂行状況を確認し、効率的な事務執行に努めている。 | ノー残業デーにおける定時退庁は定着しているが、業務量の増加により、全体の超過勤務の削減が困難な場合がある。 |
| 6-23 | 次世代育成支援対策特定事業主行動計画の推進 | ・次世代育成支援に係る啓発資料の作成、配布 ・育児休業等の取得促進、取得後の円滑な職場復帰の支援 ・男性職員による積極的な制度の活用 ・代替要員の確保 ・家庭・男女の役割についての意識啓発 ・超過勤務の縮減 ・休暇の取得促進 ・子育てを行う女性職員の活躍推進に向けた取組(女性職員を対象とした組、管理職等を対象とした取組) | ・育児休業任期付採用職員や、会計年度任用職員の採用により、育児休業を取得しやすい環境整備を行った。 ・育児休業からの復帰に際しては、復帰前に所属職員との面談機会をつくり、職場復帰への不安軽減に努めた。 ・子どもが生まれた職員(男性職員も含む)に対し、育児休業制度の説明や、取得への助言を行った。 | 育児休業については、休業中の業務体制を維持するため、育児休業任期付採用職員の定期的な採用を引き続き行う。 |
| 7-27 | 審議会等への女性委員の登用 | 行政委員会、審議会等市長の付属機関、その他の協議会への積極的な女性の登用。 | 審議会等への女性の参画状況30.6%(令和3年度は30.0%) | 団体への推薦依頼の際、男女共同参画の視点を含めて推薦いただくよう依頼をする等、工夫が必要である。 |
| 7-27 | 各種計画、方針決定等への市民意見の反映 | パブリックコメント等を用い、計画立案時や意思決定時に、市民の意見を反映できる手法の確立。 | ・条例や計画の策定に際し、パブリックコメントや市民の意識調査を実施した。 ・審議会等の委員には、市民公募や地域の団体から募っている。 | 実効性のある計画の策定や、方針決定のため、引き続き市民の意見を反映させる手法を検討する必要がある。 |
| 7-28 | 市幹部職員への女性登用 | ・女性が働きやすい環境を整備し、女性の管理職登用を積極的に進め、女性管理職比率の維持・向上を図る。(女性職員比率33%) ・女性職員に対する多様なロールモデル(模範となる職員)、キャリアパス(目標となる職位や職務に就くために必要な一連の業務経験やステップ・配置異動などのルール)の紹介や女性同士のネットワークの構築を進める取組並びに本市キャリアアップサポート(人事考課制度)の効果的活用により、女性が昇進意欲を持てるよう支援するとともにマネジメント力の向上に努める。 | 女性が働きやすい職場環境整備や、積極的な管理職登用を行った。(女性職員比率34%、係長級以上の女性職員比率31%) | 女性職員の昇進意欲・マネジメント力の向上支援に引き続き取り組み、性別に関わらず応募しやすい職員採用をめざす。 |
| 7-28 | 女性の職域拡大、職務分担の見直し | 職務分担や職場習慣において、性別による偏りがなく、偏りが職場慣行として定着していないかを点検し、必要に応じ見直しを行う。 | 職務分担や職場習慣において、現時点で性別による偏りは見られない。 | 今後も男女共同参画の視点を持ち、偏りがあれば随時見直しを行う。 |

令和4年度 男女共同参画推進にかかる事業調査結果

| 施策番号 | 事業名 | 事業概要 | 実施結果 (具体的な数値を記入) | 課題点・問題点 | 評価 | 担当課 |
|------------|-------------------|---|---|---|-------|--------|
| | | | | | A B C | |
| 1-1 | DV被害者相談事業 | 職員相談員のスキルを向上させ、DV被害者の救済と適確な支援の入り口となるDV相談を行う。 | 職員による随時の相談、女性カウンセラーや弁護士による専門相談を実施した。相談人数(実人数)は109人、相談件数は211件であった。 | 相談対応をする職員のスキルアップをめざし、研修等に積極的に参加するとともに、対応について振り返りを行う必要がある。 | A | 人権推進室 |
| 1-1 | DV防止啓発事業 | 11月の「女性に対する暴力をなくす運動期間」にあわせ、DVの実態や被害者へのサポート等に関する講座を実施し、啓発を行う。 | デートDV防止啓発のリーフレットを、市内の高校1年生に配布した。女性団体と協働で、市内の商業施設において街頭啓発を実施した。 | 若年層へ向けた啓発活動や、市民団体と連携した活動ができた。 | A | 人権推進室 |
| 1-1 | 相談窓口の周知事業 | 女子トイレや窓口だけでなく、各施設で手に取りやすい場所に「DV相談支援カード」を設置する。 | 出前講座や個別対応時に相談のカードやチラシを配布し、周知に努めた。 | 引き続き周知に努め、関係機関と連携をとり支援を行う。 | A | 関係する部署 |
| 1-2 | 学校における人権教育 | 各校の人権教育推進計画に基づいて、対等な人間関係の大切さや、子どもを暴力の加害者、被害者、傍観者にしないための学習に取り組む。子どもが相談できる窓口の広報・周知や関係機関との連携を図り、子どものSOSを見逃さない体制づくりを推進する。 | いじめをはじめ、対等な人間関係の大切さや、子どもを暴力の加害者、被害者、傍観者にしないための学習にすべての学校で取り組んだ。また、「子どもの人権110番」周知用ポケットカレンダーや「子どもの人権SOSモニター」をすべての児童生徒に配布し、子どもが相談できる窓口の広報・周知に努めた。 | 地域や関係機関との連携をさらに図り、子どものSOSを見逃さない体制をさらに整備していく必要がある。 | B | 学校教育課 |
| 1-2 | デートDV防止ワークショップ | 市内中学校、高等学校と連携しデートDV防止に向けた学習機会を提供する。 | 高等学校2校で実施し、560名が参加された。 | 実施される学校が固定化されているため、積極的な広報が必要である。 | A | 人権推進室 |
| 1-3 | 子ども安全対策事業 | 子どもたちの防犯、暴力からの安全確保のために、防犯ブザーの配布、安全教育、様々な周知啓発を行う。また、地域の見守り隊と連携し、登下校の安全対策を推進する。 | 京都府防災・防犯情報メールの登録を推進した。すべての小学校新1年生553人に防犯ブザーを配布。子ども安全セミナー118名受講。見守り隊と連携した登下校の安全確保に努めた。 | 見守り隊の高齢化や減少によって、子どもたちの見守り活動が十分にできていない地域があるため、後継者作りが必要である。また、学校統合によりスクールバス通学をする子どもの見守り形態も工夫が必要である。 | B | 学校教育課 |
| 1-3 1-5 | 女性のための相談事業 | 女性が抱える様々な悩みについて、女性問題専門のカウンセラーが相談を受ける。また、複雑多様化する女性相談の内容に対応するため、女性の弁護士が法律の側面から専門的な情報を提供し、問題の早期解決を図る。 | 女性相談は年22回実施(1回3枠、全56枠)しており、実28人、40件の利用であった。女性の法律相談は、年8回実施(1回4枠、全32枠)しており、相談件数は18件であった。(1人1回) | 利用率が6割程度となっており、啓発に努める必要がある。相談者の希望や状況により、電話でも対応するなど、柔軟に運用していく。 | A | 人権推進室 |
| 1-4 | 女性相談・DV相談の周知 | 多くの市民が訪れる市民課の窓口「市民女性相談のお知らせ」及び「DV相談支援カード」を置き、相談窓口の周知と啓発に努める。 | 実施している。 | | A | 市民課 |
| 1-4 | DV被害者住民基本台帳事務支援措置 | DV被害者を加害者から守るため、転入・転出・転居等住民登録の手続きの際に、被害者からの申し出により、「要注意情報」を登録し、住民票等の請求について配慮するとともに、庁内の関係機関と連携をとり、DV被害者の保護に努める。 | 基幹システム上で申出者の住民登録地を、職員も分からないようにしている。本市住民登録の支援措置申出者：37世帯・73人(令和5年3月末時点) | | A | 市民課 |
| 1-4 | 市営住宅入居募集 | DV被害者への市営住宅の目的外使用や母子家庭への市営住宅の優先枠の確保を行う。 | DV被害者の緊急対応として、市営住宅の目的外使用が可能。 | ・緊急対応により目的外使用を行う場合、住宅は確保できても、生活必需品等が不足する可能性がある。 ・目的外使用の入居期間終了後も生活困窮等を理由に退去されない場合がある。 | A | 建築住宅課 |
| 1-4 | 母子生活支援事業 | DV被害者の母子自立支援施設への入所により母子の心身の安全を確保し、自立に向けた支援に結びつける。 | 3世帯(母3子4)の施設入所があった。DV、児童虐待の背景に隠れている母親の養育力等複数の課題があるケースが入所することで、母子の心身の安全確保、自立に向けた支援に繋がっている。 | 児童虐待の背景に隠れている母親の養育力等複数の課題があるケースの増加により、施設入所者が増加している。今後は、定期的な母面談や施設との連携により、自立、退所へと繋げていきたい。 | A | 子ども政策室 |
| 1-4 | DV被害者支援事業 | 被害者の国民健康保険加入についての支援 | 依頼があった場合に国保加入の手続きを実施しており、引続き対応していく。 | 課内における連携、また他課との連携をとり慎重に対応をする必要がある。 | A | 保険年金課 |
| 1-4 | DV被害者支援事業 | 被害者の住居を確保するとともに経済的な支援を行う。 | DV被害者の生活の場を確保するための、生活保護による経済的支援や相談はなかった。 | DV被害者から相談があれば、速やかに経済的支援等の必要性を検討し、速やかに対応していく。 | A | 社会福祉課 |
| 1-4 | DV被害者支援事業 | ・被害者の子どもの予防接種、乳幼児健診、健康相談、被害者(母親)の心身の健康管理 ・被害者の就労支援 | 定期予防接種・乳幼児健診・相談について、保護者の希望のもと、了解を得たうえで、接種や受診等ができるよう支援をしている。 | 関係機関が連携を図り、DV被害者とそこに生活する子どもの安全・安心を守るための包括的な支援を提供する。 | A | 子ども政策室 |
| 1-4 | DV被害者支援事業 | 被害者の就学支援 | 関係課での連絡会議により情報共有を行いながら対策を進めた。 | 関係課が多いため、担当者間の確実な引継ぎが必要である。相談者の状況が複雑なため、その都度充分な検討が必要。 | B | 学校教育課 |

| 施策番号 | 事業名 | 事業概要 | 実施結果 (具体的な数値を記入) | 課題点・問題点 | 評価 | 担当課 |
|------------------------------------|---------------------|---|---|---|-------|--------|
| | | | | | A B C | |
| 1-4 | DV被害者支援事業 | 被害者の発見と相談 | 院内で虐待防止委員会を設置し、年6回開催し、事例を共有している。 | 早期発見に努めていく。 | A | 市民病院 |
| 1-5 | 市民相談事業 | 市政に対する要望や苦情、日常の困りごとに対して、相談員を配置して応じるとともに、定期的に弁護士や司法書士等による専門相談を開催。 | 窓口相談件数326件中 女性179件 弁護士相談件数131件中 女性69件 司法書士相談100件中 女性63件 | 今後とも、男女の区別なく相談を受け付け、女性相談が必要な場合は遅滞なく男女共同参画推進係に引き継ぐ。 | A | 市民課 |
| 1-5 | 家庭児童相談事業 | 子育てをはじめとする様々な悩みについて、相談員が常時相談を受ける。 | 家庭児童相談室における、DVに関する相談件数は0件。子ども政策室内での連携強化により、家庭児童相談室単独での相談から、総合相談窓口全体で相談を受け、関係機関と連携をしながら、子どもが安全に安心して育てられる子育て支援と育児環境の整備に努めている。 | 子育て家庭のDVに関する相談件数は増加傾向にある。引き続き、関係機関と連携をとり、必要な対象者へ支援を行う。 | A | 子ども政策室 |
| 1-5 | 女性弁護士による女性法律相談 | 複雑多様化する女性相談の内容に対応するため、女性弁護士が法律の側面から専門的な情報を提供し、問題の早期解決を図る。 | 女性法律相談は、年8回実施（1回4枠、全32枠）しており、相談件数は18件であった。（1人1回） | 利用率が6割程度となっており、啓発に努める必要がある。相談者の希望や状況により、電話でも対応するなど、柔軟に運用していく。 | A | 人権推進室 |
| 1-5 | 人権相談（随時） | 広く人権にかかる相談の場として実施。 | 年間43件の相談を受ける。（うち女性からの相談19件） | 人権相談を実施した。 | A | 人権推進室 |
| 1-5 3-13 | 男性のための電話相談 | 様々な要因で悩まされた性別役割分担意識によって、家庭や職場での人間関係等に悩む男性を対象に男性臨床心理士による相談を実施する。 | 年4回実施（1回3枠、全12枠）しており、1件の相談があった。 | チラシの配布先等を工夫する必要がある。 | B | 人権推進室 |
| 1-5 | 人権相談・心配ごと相談 | 広く人権にかかる相談の場として、福知山人権擁護委員協議会が実施している特設人権相談・心配ごと相談の支援。 | 年間52回の実施計画のうち33回の特設相談を開催した。 | コロナウイルス感染拡大対策の関係で、全ての相談が開催されることはなかったが、相談に対する支援は適切に行えた。 | A | 人権推進室 |
| 1-5 | 障害者相談員相談事業 | 日常生活に著しい制限を受けている在宅の障害のある人のために、身体障害者相談員が定期的な相談日を受け、福祉相談等を行うことにより、障害者の日常生活の向上を図る。 | 委嘱した障害者相談員による相談を月3回開催。また、電話や面接による相談を随時行うことで、障害のある人の日常生活の支援につながった。その他、交流会も行った。（障害者相談員数：男性6人、女性12人） | 当事者に相談員として活動していただいております。性別により参加が左右される事業ではないが、委託団体が実施される人権研修などで、男女共同参画に関する理解を深めていただくことも必要。 | A | 障害者福祉課 |
| 1-5 | 京都府関係機関との連携 | 警察、中丹西保健所、京都府北部家庭支援センター、などと連携をとりながら相談支援活動を行う。 | 関係機関や庁内関係部署との連携会議を月1回開催し、連携をとりながら支援を実施した。 | ケースの状況に応じ、連携会議に参加していない部署や機関との連携も必要となる。支援が円滑に進むよう努める。 | A | 人権推進室 |
| 2-6 2-8 3-12 5-17 5-21 | はばたきセミナー | 年3回の講座を開催。講座内容は、固定的な性別役割分担意識、DV、女性活躍推進等の男女共同参画社会の実現に向けたテーマを設定して実施する。 | 年2回実施した。内容は、①防災について、②セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）について。参加者は合計で135人。 | 年齢層や性別を問わず多くの市民に参加してもらえるよう、開催曜日や時間、オンラインの活用、広報手段等の工夫が必要である。 | A | 人権推進室 |
| 2-7 | 広報ふくちやま発行事業 | 暮らしに役立つ広報誌として市政情報などを掲載した「広報ふくちやま」を毎月1回発行し、市内全世帯に配布する。啓発記事「シリーズ人権」に男女共同参画社会の実現に向けた具体的な取組を紹介することで住民の意識を高める。 | 男女共同参画社会の実現に向けて、引き続き広報ふくちやま、ホームページを活用し、市内外に情報発信を行う。 | 関連記事は「シリーズ人権」に限定せず、必要に応じて掲載する。 | A | 秘書広報課 |
| 2-7 | ホームページ運営事業 | 最新の市政情報を市民や市外へ情報発信する。 | | 充実した内容の情報発信ができるよう各課との連携が重要である。 | A | 秘書広報課 |
| 2-8 | 共に幸せを生きるまちづくり人権講座 | あらゆる人権問題の解決に向け、地域での実践に結びつけるため、地域公民館や学校との連携により人権講座を実施。 | 地域公民館、学校でさまざまな人権問題をテーマとした人権講演会を実施した。（令和4年度は、人権講座27回、延べ2,034名参加） | 地域の実情に応じてさまざまな人権問題をテーマに設定しているが、男女共同参画の推進をテーマとした講座の実施についても定期的に行えるよう地域公民館等との連携を図る。 | A | 人権推進室 |
| 2-8 2-10 | 差別を許さない人材育成（STAR事業） | 21世紀を担う全ての子どもたちが、一人ひとりの人権を大切に、あらゆる差別を許さない子どもに成長することを願い、子どもたちを育成する。 | ヒューマンフェスタ、人権文化体験研修、会議研修（子どもワークショップ、大人会員研修）の実施等を行った。 延べ47名会員参加 | 主体的な取組みや交流による仲間づくりができるよう、今後もさまざまな事業を計画実施し、活動の輪を広げていけるよう検討していく。 | A | 人権推進室 |
| 2-8 | 男女共同参画年次報告書作成 | 男女共同参画の推進等に関する市施策の実施状況と効果等について報告書を作成し、公表する。 | 報告書を作成し、公開した。 | 作成を継続し、男女共同参画の推進、啓発に努める。 | A | 人権推進室 |
| 2-8 | 広報ふくちやま | シリーズ人権等に掲載。掲載内容は市民意識調査に基づいた男女平等について、DVについて、講演会や相談のお知らせなど。 | デートDVや、セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）に関する記事と、併せて相談窓口を掲載した。 | 今後も啓発の一環として、広報ふくちやまを活用する。 | A | 人権推進室 |
| 2-8 | 人権ふれあいセンターにおける啓発事業 | 女性問題、男女共同参画に関する内容で市民啓発として講演会を実施。また、各施設だよりの中で、個人として能力を発揮できる男女共同参画社会の実現を図る内容の啓発文を掲載する。 | ・LGBTに関する講演会（年1回）を行い、性別にとらわれない生き方について、啓発を行うことができた。（参加者76名） ・はばたきセミナー等の広報啓発を行った。 | ・様々な人権問題に関する講演会を各施設で実施しており、計画的なテーマ設定が必要である。 ・年間を通じて、男女共同参画に関するパネル展示を実施する。 ・来館者が多い事業に併せ、意識的に男女共同参画をテーマとした展示等を実施する。 | A | 人権推進室 |

| 施策番号 | 事業名 | 事業概要 | 実施結果 (具体的な数値を記入) | 課題点・問題点 | 評価 | 担当課 |
|------|---------------|---|--|---|-------|---------|
| | | | | | A B C | |
| 2-8 | 児童館における啓発事業 | 女性問題、男女共同参画に関する内容で市民啓発として講演会を実施。また、各施設だよりの中で、個人として能力を発揮できる男女共同参画社会の実現を図る内容の啓発文を掲載する。 | 各児童館・児童センターだよりの中で、個人として能力を発揮できる男女共同参画社会の実現を図る内容の啓発を行ったが十分実施できなかった。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止などにより、女性問題・男女共同参画に関する内容での講演会は開催できなかった。 | 5年度以降啓発及び後援会の開催を計画していく。 | B | 子ども政策室 |
| 2-8 | 教育集会所における啓発事業 | 女性問題、男女共同参画に関する内容で市民啓発として講演会を実施。また、各施設だよりの中で、個人として能力を発揮できる男女共同参画社会の実現を図る内容の啓発文を掲載する。 | 男女共同参画週間等に合わせ、様々な女性の人権問題について啓発文や事業の案内を掲載した。2か所の集会所において、男女共同参画をテーマに講演会を実施した。参加者は合計で42人。(鹿我教育集会所：23人、金山教育集会所：19人) | 今後も、男女共同参画推進をテーマにした啓発文や事業のお知らせ等を掲載し、情報提供を図る。 | A | 人権推進室 |
| 2-8 | 高齢者教室 | 人権ふれあいセンター、教育集会所で実施する高齢者教室で、全ての人が性別による差別を受けない男女共同参画社会の推進を図る学習を推進するとともに、健康づくり効果、生きがい対策事業を実施し、高齢者の積極的な社会参加の促進を図る。 | 男女共同参画週間等に合わせ、様々な女性の人権問題について啓発文や事業の案内を掲載したり、高齢者教室などで話をした。令和4年度は丘デイサービスにて、性の多様性をテーマとした講演会を開催した。参加者は15人。 | 男女共同参画推進をテーマにした啓発文や事業のお知らせ等を掲載し、周知を図る。 | A | 人権推進室 |
| 2-8 | 地区公民館巡回講座 | ・地域公民館や自治会で自主的に取組まれる人権学習に職員が出向き、啓発DVD等を活用した講座を実施。 ・DVDの選定にあたり、固定的な性別役割分担意識の解消に向けたテーマのものも候補とする。 | DVD視聴の他、人権講演会等で共に幸せを生きるまちづくりを進めるための講座を地区公民館主体で実施できた。(年間28回巡回講座を実施し、延べ931名の参加) | 地区公民館の主体的な活動として実施されているため、男女共同参画だけをテーマに講座を開催していただくことが困難ではあるが、今後何らかの啓発をしていけるよう努力する。 | A | 人権推進室 |
| 2-9 | 幼稚園教育 | 園児が園生活の中でこれまでの男女の固定的な性別役割分担意識概念にとらわれることなく、自分らしさとお互いを大切にす意識を自然に学び、認識できるような指導内容での教育を行う。また、保護者と関わる中で、家庭における固定的な性別役割分担意識の解消への啓発を行う。 | ・日々の遊びや生活の中で、お互いの良さを感じ、尊重し合う関係づくりができるような支援に努めた。 ・自分の思いを相手に伝えたり、友だちの思いに気付いたりできるように支援をしてきた。 ・性別による色や役割などの固定概念にとらわれないよう、日々の生活を通して指導をした。 ・新型コロナウイルス感染症拡大防止対策により保護者との関わりが希薄になった。また、ジェンダー等に関する啓発が十分に実施できなかった。 | ・園児を指導するにあたり、幼稚園教諭の指導力が重要になるため、引続き、課内研修などを通して、研修を積み重ねる必要がある。 ・PTA活動で、父親も母親も参加しやすい日程や内容の行事を立案していく。 | B | 子ども政策室 |
| 2-9 | 学校における人権教育 | 男女共同参画について、各校の人権教育推進計画に基づいて行う。各教科・人権学習の中で男女共同参画について正しい知識と実践力を培う学習を実施する。 | 男女平等・共同参画について、社会科や道徳を中心とした各教科での学習を進めることができた。 | 人権学習の中で男女共同参画に関する学習を十分に取上げることができていない。各教科での学習を充実させるとともに、教職員の人権意識を高揚させ、日常の学校生活においてジェンダー平等や男女共同参画の視点で指導や学級経営等に引き続き取り組む必要がある。 | B | 学校教育課 |
| 2-10 | 市職員研修 | 年間計画の中で男女共同参画に関する部課内研修や派遣研修を行うことにより、職員の人権意識の高揚やジェンダーに敏感な視点を養う。 | ハラスメント研修において「LGBTQとハラスメント」をテーマに全職員に研修を実施した。 | 受講後の行動変容において、自分事とできているかどうか、業務に落とし込めているかなど、研修効果の測定方法に課題がある。 | A | 職員課 |
| 2-10 | 幼稚園職員研修 | 男女共同参画や人権に関する職員研修を課内研修として各園または複数園共同で行うことにより、職員の人権意識の向上やジェンダーに敏感な視点を養う。 | 園内研修のテーマとしては取り上げなかったが、別のテーマを通して男女のあり方や互いに尊重し合う関係作りなどについて話し合った。 | 日々の生活を通して、人権意識を考える機会を計画的にもったり、自分が感じたことを気軽に話し合える関係作りが大切である。 | B | 子ども政策室 |
| 2-10 | 教職員研修 | 男女共同参画に関する校内研修や派遣研修を行うことにより、職員の人権意識の高揚やジェンダーに敏感な視点を養う。 | 人権教育主任会議で男女共同参画についても取り上げ研修を実施した。 | 担当指導主事による計画的な研修を継続していく。 | B | 学校教育課 |
| 2-10 | 学校用務員研修 | 男女共同参画や人権に関する研修を行い、職務とのかかわりを通して、人権意識の高揚やジェンダーに敏感な視点を養う。 | 8月25日と8月26日の2日間、学校用務員を対象とした人権研修会を実施した。学校教育課及び人権推進室の職員を講師として招き、2日間で約4時間実施し、延べ77人が受講した。 | 研修機会の少ない学校用務員に研修の意義をしっかりと認識させるとともに、職務との関わりを通して人権意識を高めていくため、繰り返し研修をしていく必要がある。 | B | 教育総務課 |
| 2-10 | 消防団員研修 | 男女共同参画の視点から、家庭や職場における役割分担意識の解消に向け、男女の別なく子育てや家事への参画を促進するため、消防職員・消防団員への啓発を行う。 | 4月実施の幹部研修会において、人権研修を行い、消防団幹部176名が受講した。 | 消防団員に幅広い人権感覚を身につけていただくために、今後も毎年4月に実施する幹部研修会において、人権研修を実施していく。 | A | 消防本部総務課 |
| 2-10 | 保育園職員研修 | 保育の質を担保する保育園職員の人権研修会の開催。公立・民間保育園の保育士が京都府や保育協会が実施する研修に参加し、子どもや家庭の支援に関する研修を受講し、人権尊重を保育の基盤とする。 | 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、保育者が一堂に会しての集合研修を実施することができず、講演会を収録してDVD等で視聴した。 | コロナ禍による動画視聴という方法により実施したため、直接講師への質問や意見交換等ができなかった。感染症等拡大している際の取組み手法等についても工夫した取組みが実施できるよう検討が必要である。 | B | 子ども政策室 |

| 施策番号 | 事業名 | 事業概要 | 実施結果 (具体的な数値を記入) | 課題点・問題点 | 評価 | 担当課 |
|------|---------------------|---|--|---|-------|-----------------|
| | | | | | A B C | |
| 2-10 | 差別を許さない人材育成基本計画 | 各地区で計画実行されている人材育成計画に男女共同参画の視点を徹底する取り組みの実施。 | まどめのヒアリングを1回実施した。定期的なヒアリングができなかったため、地域の実態把握が難しくなった。 | 今後は、定期的なヒアリングと内容の確認が必要。積極的に男女共同参画の視点を計画に入れるよう、連携を図る。 | B | 人権推進室 |
| 2-10 | 差別を許さない人材育成基本計画 | 各地区で計画実行されている人材育成計画に男女共同参画の視点を徹底する取り組みの実施。 | 各児童館・児童センターで男女共同参画の視点を徹底する取り組みとしては実施できていない。 | 令和5年度以降徹底する取り組みを計画する。 | B | 子ども政策室 |
| 2-10 | 差別を許さない人材育成基本計画 | 各地区で計画実行されている人材育成計画に男女共同参画の視点を徹底する取り組みの実施。 | 男女共同参画や人権に関する研修を行い、職務とのかかわりを通して、人権意識の高揚やジェンダーに敏感な視点を養う。 | | B | 教育総務課 |
| 2-10 | 差別を許さない人材育成基本計画 | 各地区で計画実行されている人材育成計画に男女共同参画の視点を徹底する取り組みの実施。 | あらゆる人権問題の早期解決を目指す人材を育成することを目指し、高校生、大学生等を対象とした人権学習会を開催することができた。(8名参加) | 人材育成の推進のため、学習会への参加を促し、意見交換による人材交流を促進する。 | B | 学校教育課 |
| 2-10 | 差別を許さない人材育成基本計画 | 各地区で計画実行されている人材育成計画に男女共同参画の視点を徹底する取り組みの実施。 | 青年学級：5回 聴覚障害者成人講座：3回 視覚障害者成人講座：3回 福知山市防災センターにて防災学習実施。 | 対象となる障害者の社会的自立に向け、今後も成人講座に取り組んでいく。 | B | 生涯学習課 |
| 2-10 | 男女共同参画人材育成事業 | 教育現場および市職員の人材育成に資する人材育成の実施。 | ・各種セミナーについて、市職員に向けて参加を呼びかけた。 ・性の多様性をテーマとしたセミナーを、市職員研修に位置付けた。 | 多くの職員が参加できるよう、曜日や時間帯、オンラインの活用等、工夫が必要である。 | A | 人権推進室 |
| 2-11 | 市民意識調査の実施 | 市民対象の人権意識調査を実施するなかで、男女共同参画の意識も調査する。 | 対象市内在住の18歳以上の市民3,200人(女性1,600人、男性1,600人)。全31問中2問について、女性の人権問題に関する認知度、関心を図る問を設定した。 | 意識調査を実施し、結果の集計分析を行った。 男女共同参画に関する市民意識の動向については、2020年に実施した調査を参考とすることにした。 | A | 人権推進室 |
| 2-11 | 男女共同参画に関する市民意識調査の実施 | 市民対象に男女共同参画に関する意識調査を実施する。 | 実施年度ではないため、実施していない。 | | — | 人権推進室 |
| 3-13 | 女性のライフスタイル支援事業 | ①妊婦健診を公費負担で実施 ②妊娠中の歯科健診を公費で1回実施 ③助産師・保健師等の妊婦・産婦・新生児・乳児に対する指導や育児支援として訪問指導実施 ④子宮がん・乳がん(マンモグラフィ単独検診)の実施。検診受診率が低く、これまで受診されなかった人にもがん検診の重要性等について理解を促進し、今後の継続的な受診を促すため国の補助を受け、働く女性支援のためのがん検診推進事業(子宮頸がん検診(20歳)、乳がん検診(40歳)の受診啓発と検診費用の無料クーポン券を個別送付し、受診勧奨。 ⑤子育て中の女性や更年期世代への健康教育を継続して実施 | ①令和4年度は、母子健康手帳交付者は581件。(多胎妊婦7件)。転入者への受診券交付者は34件(うち1件多胎)。産後届け出が1件あり。受診券交付者実数は574件。府外受診者へは、償還払いで公費負担を実施。 ②妊婦健診の対象者は573人で286人(R5.4.12時点)が受診し、受診率は49.9%とR4年度より2.0%上昇した。 ③R4年度の訪問指導件数 実 1121件、延 1663件 ④⑤ ・子宮がん検診1,602人、クーポン利用者43人 ・乳がん検診1,339人、クーポン利用者146人 ⑥ ・若い世代対象の「3アップ教室」を2回実施し5人参加。ヨガインストラクターによる体操の実施と、保健師による高血圧予防の話、栄養士による減塩指導を行った。 ・コロナの影響で依頼の健康教育自体が減少。 | ⑥若い世代対象の講座を保育付で実施したが、参加者は少なく、今後は集まりの場に出向く等検討が必要。 | A | 健康医療課 子ども政策室 |
| 3-13 | 健康相談 | 人権ふれあいセンターにおいて定期的に健康相談を実施。 | 健康医療課と連携しての健康相談を計画・実施した。 また、施設職員による相談も随時受け付けた。 | | A | 人権推進室 |
| 3-13 | 生涯スポーツの推進 | 多様化するニーズに対応した、スポーツ機会の提供や、より使いやすいスポーツ施設への整備によりスポーツ関与率の向上を図る。 | 市民への利便性の向上にも取り組んできたが、コロナ禍によるスポーツ施設の休館により、利用件数、利用者数はともに減少している。 | ・スポーツ協会と連携し、市民ニーズに即したスポーツ振興施策の展開が必要である。 ・障害者スポーツの振興にも努め、障害者・健常者を問わず誰もがスポーツに親しむことのできる社会の実現をめざす。 | — | 文化・スポーツ振興課 |
| 4-14 | はばたきセミナー | 性的マイノリティへの理解促進に向けて、LGBTQ+をテーマとするセミナーの実施。 | はばたき企業啓発セミナーにて、LGBTQ当事者の体験談と、企業の取組を紹介した。参加者は55名。 | 性的指向や性自認を理由とした差別が生じないよう、今後も啓発を続ける。 | A | 人権推進室 |
| 4-14 | 学校における人権教育教職員研修 | 各校の人権教育推進計画に基づいて、多様な性への理解を深めるため、各教科・人権学習の中で正しい知識と実践力を培う学習を実施する。教職員が多様な性への理解を深め、適切な支援ができるよう、研修の充実を図る。 | 各校の人権教育推進計画に基づいて、多様な性への理解を深めるための教職員研修を実施し、人権教育主任会議においても研修を実施した。学校では人権学習や人権講演会において性の多様性に関する学習に取り組んだ。 | 各校での教職員研修の内容等を情報共有できる機会を作り、市内全体の教職員研修がさらに広がっていくように工夫する必要がある。 | B | 学校教育課 |
| 4-15 | パートナーシップ制度の導入 | 同性パートナーの関係を公的に認め、生きづらさを軽減し、誰もが自分が生きる社会をめざし、パートナーシップ制度の導入を検討する。 | 令和4年度より、制度を開始した。届出件数は0件。 | 届出がない理由を探り、より利用しやすい制度となるよう検討が必要である。 | B | 人権推進室 |

| 施策番号 | 事業名 | 事業概要 | 実施結果 (具体的な数値を記入) | 課題点・問題点 | 評価 | 担当課 |
|------|-------------------|--|---|---|-------|--------|
| | | | | | A B C | |
| 4-16 | 性別にこだわらない相談 | 性別に関わらず、男性、女性、性的マイノリティの人も誰もが、心の悩みを相談できる窓口として開設し、性のあり方を正しく理解し、多様性を受け入れる社会づくりの一助とする。 | 年間5回実施(1回3枠、全15枠)した。相談件数は0件。 ※女性相談のうち、5回分を位置付けて実施した。 | チラシの配布先等を工夫する必要がある。 | B | 人権推進室 |
| 5-17 | ファミリーサポートセンター事業 | 育児の援助を行いたい者及び育児の援助を受けたい者からなる会員組織として福知山市子育てファミリー・サポート・センターを設置し、安心して子育てができる環境づくりを行う。 | 活動実績678件、依頼会員460人、援助会員72人、内両方会員25人。令和2年度より社会福祉協議会に委託していた事業が直営となったことで、子育て世代を包括的にアセスメントし、必要なサービスを提供できるようになった。 | 援助会員数が依頼会員に比較して少なく、一部の方に負担がかかっている。今後は更に、援助会員増加に向けた取組を行う。 | B | 子ども政策室 |
| 5-18 | 保育園 | 子育て支援策として、公立6園、民間21園(内こども園8園)、小規模保育所5園で運営。更に公立園のこども園化や民営化などを進め、保育の充実、持続可能な行財政運営等を図る。 | 入園児童数(令和5年3月1日時点) 公立: 369人 私立: 2,201人 | 保育士の確保が困難な状態であり、0歳児から2歳児が希望通りに入園できない状況がある。公立こども園化の推進による乳児等の受皿の確保等取組を行う必要がある。 | B | 子ども政策室 |
| 5-18 | 放課後児童クラブ | 保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対し、放課後や学校休業日に見守りを行い、保護者の就労と子育ての両立を支援する。 | 全小学校区内:15箇所で開催。(直営:12箇所、委託:1箇所、補助:2箇所) 令和4年度登録児童数:1,580人(令和4年度登録数) | 利用児童の増加に伴う支援員(指導者)の確保、及び個々の児童の見守りや指導に対応できる支援員の資質向上。 | A | 生涯学習課 |
| 5-18 | 子育て交流・相談支援対策事業 | 地域での子育てをサポートするため、あゆみ保育園(委託)、三和こども園、下夜久野保育園、げんき保育園(直営)に地域子育て支援センターを設置し、子育て相談、園庭開放事業を実施する。また、岡ノ三地域に地域子育て支援ひろば「すくすくひろば」を設置し、子育てに関する学習会、講座、情報誌の発行、子育て相談、子育て世代交流などの事業を実施する。 | 三和・夜久野・大江子育て支援センター、あゆみ保育園の利用者数2,559人、すくすくひろば利用者数6,556人。各施設にて、子育てに関する学習会、講座、子育て相談、子育てで交流等を実施。また、令和4年11月より子育て支援拠点「りとるハピネス」を三段池公園総合体育館に開設。子育てコンシェルジュが常駐し、教室や講座、子育て相談を実施した。利用者数1,438人。 | 各施設の更なる周知のため、広報に取り組んでいく必要がある。 | A | 子ども政策室 |
| 5-18 | 妊産婦にやさしい環境づくり | 「マタニティマークチェーンホルダー」を妊婦に配布。 ・マタニティマークを広報紙等に掲載し、市民への広報活動を推進。 | 出産後の調査結果では、マタニティマークを利用した妊婦の割合は70.1%だった。マタニティマークを知っている妊婦の割合は95.6%であった。周知はできているが、利用しない妊婦もいる。 | マタニティマークの利用については、社会全体の理解と配慮が必要である。マークの利用により妊婦への配慮がすすんでいくような取り組みも必要である。 | A | 子ども政策室 |
| 5-18 | パパママ学級 | 男女共同参画の視点に立ち、男女で協力して妊娠、出産、育児に取り組めるよう、年間6回の教室を実施(うち、3回は土曜日に開催)。 | 活動実績:年間11回、参加者数136人(妊婦69人・夫67人)。赤ちゃんの抱っこや着替え、沐浴等、体験型の教室を行った。また、産後の手続きや相談窓口、保育園情報等の情報提供も行った。 | SNS等で様々な情報を得られる中、何をどのように伝えていくか整理が必要である。また、行政だけで完結させるだけでなく、地域の相談場所ともつながりを持っていく働き方をしていく必要がある。 | A | 子ども政策室 |
| 5-18 | 両親学級 ディ・マミィプラザ | 妊婦とその夫が妊娠初期から分娩、育児について主体的に問題解決できるよう参加型集団指導を行う。 前期・後期の2回1クールで参加する。 隔週水曜日、日曜日に予約制で実施する。 | コロナにより集団指導は未実施。介入が必要な方に対して個別に指導を行った。 | 開催方法を検討する。 里帰り分娩の方へのフォロー方法の工夫が必要。 | 一 | 市民病院 |
| 5-18 | 子育て支援事業母子支援事業 | 救急入院や分娩入院で子どもの虐待を疑う事例があったときに面談と支援を行う。 市子ども政策室、児童相談所と連携を行い、虐待リスクを早期に発見予防する。 | 虐待リスクのスクリーニング項目を作り育児不安の早期発見、早期介入により、育児不安・育児の孤立化による虐待を予防するための早期からの子育て支援と地域への継続をシステム化した。育児支援のため入院時にスクリーニングと支援方針をカンファレンス、満足度のいく出産体験にする指導・相談、支援、地域への紹介を行った。 令和4年度の対応事例は26件、エジンバラ産後うつ病質問票の高得点者は85件。 | 近隣の産科医不足、分娩制限から、生活困難者、精神疾患合併妊婦、若年妊産婦、妊婦健診未受診妊婦が他の市や他県からも来院するケースが増えている。生活困難者や未受診ケースは複雑な家庭事情が多く、近隣の産科開院に伴い当院の果たす役割は大きくなっていると考えられる。今後、支援が必要な人を早期発見するために当院がリーダシップを取り地域との連携を図っていきたい。 | B | 市民病院 |
| 5-18 | 院内助産院 | 妊娠から出産、産褥を特定の助産師が継続して担当し、安全で満足度の高い出産に繋げていく。 リスクが高い場合は医師コースへ移行することも可能であり、緊急時は産科医、小児科医が24時間体制で対応する。 | 平成20年5月に妊婦健診よりスタートした。コロナにより立ち合い分娩を行っておらず、令和4年度も分娩に至った人はなかった。 妊婦健診に夫が同行される場合が多いので、妊娠中から妊婦の健康や、分娩時、出産後の家事育児について具体的にイメージでき、夫のサポートについても具体的に考える機会が持てた。 | 近年、分娩件数は約300件で推移している。院内助産院希望者はやや減少傾向にある。ハイリスク分娩が増加しつつある中で、ローリスク妊婦への継続したケアを自立して実施できるよう助産師確保と育成が必要である。 | B | 市民病院 |
| 5-19 | はばたきセミナー | 男性の家庭参加を促進するため、市民を対象とした啓発セミナーを行う。 | 年2回実施した。内容は、①防災について、②セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)について。参加者は合計135人。 | 年齢層や性別を問わず多くの市民に参加してもらえるよう、開催曜日や時間、オンラインの活用、広報手段等の工夫が必要である。 | A | 人権推進室 |
| 5-19 | 育児休業取得の促進 | 育児休業取得者代替の任期付き正規職員の採用をおこなう。 | 育児休業任期付採用職員として3名を新規に採用した。 | | A | 職員課 |

| 施策番号 | 事業名 | 事業概要 | 実施結果 (具体的な数値を記入) | 課題点・問題点 | 評価 A B C | 担当課 |
|------|-------------------------|--|---|---|-------------|----------------|
| 5-20 | 老人クラブ育成 | 生きがいや健康づくり等の事業を実施している福知山市老人クラブ連合会や単位老人クラブに対する支援。 女性会員への様々な研修会の開催・受講。(府老連や市老連主催の女性リーダー研修に参加、女性委員の積極的な事業参画などを推進する。) | 高齢者の福祉の増進を図るために、生きがいや健康づくりなどを行う老人クラブ連合会、単位老人クラブを支援した。 | 組織化されていない地域もある。 会員は減少傾向にある。 | B | 高齢者福祉課 |
| 5-20 | 高齢者教育推進事業 | 高齢者が自立し、いきいきとした生活と社会参加ができるための健康づくりや介護予防の推進を図る。 | 中央公民館では、実行委員会主催の高齢者大学の実施の支援を行う予定であったが、コロナウイルス感染拡大防止のため、実施ができなかった。 | 高齢者大学への支援を継続させるとともに、地域包括支援センターとの連携を強化し、高齢者の健康づくりや介護予防の推進を図る活動を継続させる。 公民館講座への参加者は一般講座でも高齢者の参画が多い。 | B | 中央公民館 |
| 5-20 | 高齢者人材活用事業 | 今まで培ってきた経験や知識を地域活動や学習に活かせる世代間交流と社会参加により地域への参画を推進する。 | 高齢者人材活用事業としての公民館人材銀行事業については、高齢者福祉課での介護支援サポーター制度等の創設もあり事業終了した。 | 公民館人材銀行事業終了により、高齢者教育推進事業と一体化した取組項目とする方が適切かと考える。 | - | 中央公民館 |
| 5-20 | シルバー人材センター支援事業 | シルバー人材センターの会員が、長年培ってきた知識や経験、技能を活かし、就業を通じて社会参加することで自らの生きがい創出と健康維持を図るとともに、地域社会への貢献により地域活力の向上に寄与することを目的に、シルバー人材センターの活動を支援するとともに、就業機会の提供に配慮する。 | シルバー人材センターの安定的な運営基盤を確保するために補助金を交付した。また、就業機会の提供を目的とし「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づいて適切な業務発注に努めた。 | 高齢者が働くことを通じて生きがいを得るとともに、地域社会の活性化に貢献するために、引き続きシルバー人材センターに対して必要な支援を行う。 | A | 産業観光課 |
| 6-22 | ふるさと就職おうえん事業 | 福知山雇用連絡会議の活動の一環として、男女雇用機会均等法その他公正採用について啓発するパンフレットを作成し、商工会議所・商工会等を通して配布する。また、就職フェア等で求職者に対しても啓発を行う。 | 公正採用に関する企業向け啓発冊子を作成し、福知山商工会議所、福知山市商工会、長田野工業センターを通して配布。その他、窓口等でも配布。また、求職者向けには、就職フェア、フェスタにて冊子を配布し、公正採用に関する説明を行った。 | 引き続き、企業には冊子の配布、求職者に対しては就職フェア等で説明を行い、企業側、求職者側両方の理解を深めるため、啓発活動に努める。 | A | 産業観光課 人権推進室 |
| 6-22 | 福知山市企業人権教育推進協議会での啓発 | 社会のあらゆる不公平と不合理を許さない企業活動の促進を図るため、企業の人権学習を推進、支援する。 | 加入企業を対象に性的マイノリティをテーマにした研修会とハラスメントをテーマにした研修会を実施した。 | 研修会、DVD学習等企業内での女性に関する人権問題等について理解を深めるための啓発を継続していく。 | A | 人権推進室 |
| 6-22 | 幼稚園・小学校・中学校における衛生推進者の設置 | 労働安全衛生法の規定による衛生推進者として、小・中学校では教頭、幼稚園では園長を任命し、職場の危険・健康障害の防止、安全衛生教育、健康診断の実施など、労働安全衛生体制の整備に努める。衛生推進者が職場の環境づくり(ワークライフバランスの推進)に努める。心身の不調が認められる者については、面接医等の面談を行う。 | 安全衛生責任者講習を新任の時に受講し、体制整備に努めている。 | 令和4年度においては労務災害は発生せず、今後も環境整備に努めている。 | A | 子ども政策室 |
| 6-22 | 幼稚園・小学校・中学校における衛生推進者の設置 | 労働安全衛生法の規定による衛生推進者として、小・中学校では教頭、幼稚園では園長を任命し、職場の危険・健康障害の防止、安全衛生教育、健康診断の実施など、労働安全衛生体制の整備に努める。衛生推進者が職場の環境づくり(ワークライフバランスの推進)に努める。心身の不調が認められる者については、面接医等の面談を行う。 | 小・中学校の教頭合計23人を任命し、職場の環境づくり(ワークライフバランスの推進)に努めた。また、新規任命衛生推進者研修会を3年ぶりに開催し、6名が受講した。 新型コロナウイルス感染症予防対策により、行事・部活動・感染者電話連絡時間の見直し等に伴い、長時間勤務対象者は減少している。その中でも長時間勤務や心身の不調が認められた教職員に対しては、医師による面接指導を合計8人に実施した。 | 教職員の負担軽減や働き方改革が求められる中、引き続き各校の衛生推進者と連携し、教職員の健康管理を推進するとともに、適切な労働環境を確保していく必要がある。 | B | 学校教育課 |
| 6-23 | 超過勤務の縮減 | 労働時間の短縮により仕事と家庭の両立支援を図り、健康で豊かな生活を送るワーク・ライフ・バランスが実現した社会をめざす。 ・幹部職員が率先した定時退庁・超過勤務時間の縮減のための意識啓発等 ・ノー残業デーの実施、強化・業務改善 | 引き続き、ノー残業デーの実施、20時退庁の励行等に取り組んだ。 | 超過勤務の縮減には業務の在り方も見直すことが重要であり、意識啓発のみならず業務改善についても、取組を継続して行っていく。 | A | 職員課 |
| 6-23 | 次世代育成支援対策特定事業主行動計画の推進 | 次世代育成支援に係る啓発資料の作成、配布、育児休業等の取得促進、取得後の円滑な職場復帰の支援。男性職員による積極的な制度の活用。代替要員の確保。家庭・男女の役割についての意識啓発。超過勤務の縮減。休暇の取得促進。子育てを行う女性職員の活躍推進に向けた取組(女性職員を対象とした取組、管理職等を対象とした取組) | 育児休業任期付採用職員や会計年度任用職員の採用により、育児休業を取得しやすい環境整備を行った。 育児休業法改正に合わせて職員向けの子育て支援ハンドブックの改訂を行った。 | 職員の育児休業中の業務体制維持のため、育児休業任期付採用職員の定期的な採用を引き続き行っていく。 | A | 職員課 |

| 施策番号 | 事業名 | 事業概要 | 実施結果 (具体的な数値を記入) | 課題点・問題点 | 評価 A B C | 担当課 |
|--------------|------------------------|--|--|--|-------------|--------------|
| 6-24 | ハラスメント苦情処理委員会 | ハラスメント苦情処理委員会により様々なハラスメントの防止に取り組む。 | 研修の機会を通じて、ハラスメントについての意識付け・周知を行った。 | | A | 職員課 |
| 6-24 | はばたき企業啓発セミナー | はばたきセミナーを事業所向けに企画し、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等、様々なハラスメント防止についての啓発を実施する。 | 2回実施した。テーマは、①性の多様性について、②ハラスメント防止について。参加者は合計で101名。 | 企業の担当者だけでなく、市民にも参加してもらえよう、チラシの配布先等、広報に工夫が必要である。 | A | 人権推進室 |
| 6-25 | 女性活躍推進セミナー | 出産や子育て期をむかえた女性が就労を継続でき、キャリアアップをめざすことができる職場環境づくりのため、労働者側と経営者側双方に対してそれぞれ意識改革の研修を実施し、市内企業における女性活躍の推進を図る。 | ・女性社員向け研修は「女性のライフステージとお金」をテーマに実施した。参加者は15名。 ・企業の管理職、人事担当者向け研修は、「男性の育休取得」をテーマに実施した。参加者は30名。 ・いずれも、就労している人が参加しやすいよう、平日夜間に開催した。 | 女性の活躍にあたっては、女性社員だけでなく雇用者側への働きかけも重要である。今後も労働者と雇用者双方に向けた啓発を実施していく。 | A | 人権推進室 |
| 6-25 | ふるさと就職おうえん事業 | 北京都ジョブパーク、ハローワーク福知山マザーズコーナーと連携し、働きたい女性の就職活動をサポートするセミナーやイベントを開催します。 | 関係機関と連携し、保育ルーム等を活用しながら働きたい女性のためのセミナーや就職支援を行った。仕事と家庭の両立ができる職場環境の整備に積極的な企業を集めた就職説明会を開催した。 | 引き続き、働きたい女性の就職活動を支援し、セミナー等の周知を図る。 | A | 産業観光課 |
| 6-25 | 就職相談 | 人権ふれあいセンター等において就職情報を提供し、相談を実施。 | ハローワークと連携して毎月1回の訪問相談日を設定した。また館職員による相談を随時実施した。 | | A | 人権推進室 |
| 6-26 | 農村女性協議会研修会 | 農村女性が担っている役割に対する正当な評価による女性の地位向上や男女共同参画をめざして、農村女性のネットワーク化を図る活動を展開するとともに、男女共同参画に対する認識を深めるための学習会を開催する。 | 協議会活動への幅広い参画を求めるとともに、協議会活動の周知に努めた。 | 特に若い世代の参加拡大に向けた啓発に努める。 | B | 農林業振興課 |
| 6-26 7-30 | はばたき企業啓発セミナー | はばたきセミナーを企業や事業所、自営業者向けに企画し、ワーク・ライフ・バランスの推進や固定的な性別役割分担意識の解消等について啓発を実施する。 | 2回実施した。テーマは、①性の多様性について、②ハラスメント防止について。参加者は合計で101名。 | 企業の担当者だけでなく、市民にも参加してもらえよう、チラシの配布先等、広報に工夫が必要である。 | A | 人権推進室 |
| 7-27 | 審議会等への女性委員の登用 | 行政委員会、審議会等市長の付属機関、その他の協議会への積極的な女性の登用。 | 附属機関における女性の参画割合は30.6%であった。(令和3年度は30%) | 団体等へ推薦依頼をする際、男女共同参画の視点を含めて推薦いただけるよう依頼をする等、工夫が必要である。 | B | 審議会を運営している部署 |
| 7-27 | 各種計画、方針決定等への市民意見の反映 | パブリックコメント等を用い、計画立案時や意思決定時に、市民の意見を反映できる手法の確立。 | まちづくり構想における市民から市民への提案の実現に向けて、自治基本条例推進委員会の取組を拡充し、議論を行った。また、施策の実現に向けて、オープンな場で外部視点を加えて熟議を行う施策レビューを実施した。 | 実効性のある計画の策定、方針決定のためには、引き続き市民の意見を反映させるための手法を検討する必要がある。 | A | 関係する部署 |
| 7-28 | 職員研修事業の充実 | 政策形成、マネジメント系研修への女性職員の受講や対象研修の拡大に努め、女性職員の受講者を増やす。 | 政策形成研修において17名、マネジメント系研修において17名受講した。集合研修が増えたことで受講者も多くなってきている。 | 宿泊を伴うなど、遠方での研修への参加をどのように増やしていくことができるかが課題。 | A | 職員課 |
| 7-28 | 市幹部職員への女性登用 | ・女性が働きやすい環境を整備し、女性の管理職登用を積極的に進め、女性管理職比率の維持・向上を図る。(女性職員比率33%) ・女性職員に対する多様なロールモデル(模範となる職員)、キャリアパス(目標となる職位や職務に就くために必要な一連の業務経験やステップ・配置異動などのルール)の紹介や女性同士のネットワークの構築を進める取組並びに本市キャリアアップサポート(人事考課制度)の効果的活用により、女性が昇進意欲を持てるよう支援するとともにマネジメント力の向上に努める。 | 女性が働きやすい職場環境整備、積極的な管理職登用を行った(女性職員比率34%、係長級以上の女性職員比率31%)。 | 女性職員の昇進意欲・マネジメント力の向上支援に引き続き取り組み、性別に関わらず応募しやすい職員採用を目指す。 | A | 職員課 |
| 7-28 | 教職員の女性採用と、教職員管理職への女性登用 | 教職員採用・教職員管理職登用にあたり、適材適所の人員配置に努める。 | 管理職52名のうち女性18名 新規採用教職員20名のうち女性10名 | 京都府教育委員会と連携し、引き続き女性管理職の登用や女性教職員の採用に努めていく。 | B | 学校教育課 |
| 7-29 | 福知山市産業支援事業 | 人権推進室と共催し、女性起業家支援事業を実施する。 | 人権推進室との共催での事業実施はできなかったが、女性の相談割合が55%と半分以上の割合を占め、女性起業家の経営上の課題解決へのアドバイスを行った。 | 引き続き相談業務等を行い女性起業家の活躍を支援する。 | B | 産業観光課 |

| 施策番号 | 事業名 | 事業概要 | 実施結果 (具体的な数値を記入) | 課題点・問題点 | 評価 | 担当課 |
|-------|----------------------|--|--|--|-------|------------|
| | | | | | A B C | |
| 7-29 | 女性起業家支援事業 | 起業を考える女性のニーズに対応、地域に潜在する女性起業希望者を発掘し、次世代に向けた新たな女性活躍支援及び人材育成事業を創出することを目的として女性起業家支援を行う。 | 起業を考えている、もしくは起業間もない女性を対象に、ワークショップを開催した。参加者は12名。「起業にあたりモヤモヤしていること」をテーマに話し合い、同じ目標をもつ人同士が繋がる場になった。 | 継続的な支援を実施できるよう、内容を検討する必要がある。 | A | 人権推進室 |
| 7-31 | 市立公民館運営事業 | 市立公民館運営審議会委員の選考方法に一般公募を取り入れ、積極的に女性委員の登用を図る。 | 市立公民館運営審議会公募委員1名の女性を加え19人中6人が女性委員。 | 市民公募以外は団体推薦であり、団体としての推薦は男性が多い側面があるが、積極的な女性委員の登用を今後とも推進する。 | B | 中央公民館 |
| 7-31 | 丹波生活衣館管理運営事業 | 福知山市丹波生活衣館の運営にあたり、企画・運営への参画を促進する。 | 生活衣館企画運営にかかる女性の参画常設及び企画展示の実施回数 5回うち女性委員の参画回数5回 | 常設展については、丹波生活衣同好会が参画している。同会はほぼ女性により構成されているため、女性の参画率は高い。課題として同会の会員は7名おられるが、高齢化により、今後の参画率の低下が懸念される。 | B | 文化・スポーツ振興課 |
| 8-32 | 福知山市連合婦人会生涯学習講座 | ・中央・地域学区別にそれぞれの生涯学習講座を開催 ・年数回実施する研修の中に、男女共同参画の実現に向けたテーマを取り入れる。 | 年間7回の講座を出席人数を制限して行い、のべ361人の出席となった。 | 課題として同会の会員の高齢化により、今後の参画率の低下が懸念される。 | A | 生涯学習課 |
| 8-32 | 女性団体ネットワーク | ネットワーク会議やはばたきプランに基づく研修会や意見交流会及び学習会等を実施する。 | ・ネットワーク会議を4回、学習会を2回、暴力をなくす街頭啓発を3か所で行った。 ・学習会は、性の多様性と、デートDVをテーマに実施し、参加者は延べ113名。 | 学習会については、身近なテーマを選定するなどし、多くの人に参加してもらえるよう努める。 | A | 人権推進室 |
| 8-32 | はばたきフェスティバル | 女性団体等で構成された実行委員会による企画運営を行う。講演会、グループワーク、作品展示等の実施により市民への男女共同参画への啓発をするとともに交流の場とする。 | 「あなたが活躍できる地域づくり〜ジェンダー平等をめざして〜」をテーマに、講演会を実施した。参加者は150名。 新型コロナウイルス感染症を考慮し、講演会のみの実施とした。 | 参加者は60代以上の女性が多かった。年齢層や性別を問わず多くの市民に参加してもらえるよう、テーマ選定やチラシの配布先に工夫が必要である。 | A | 人権推進室 |
| 8-33 | 消防団活動における積極的な女性参加の促進 | 平成13年度に発足した「ふくちやまファイヤーエンジェルズ」を継続して募集するとともに、分団所属の女性消防団員の加入を促進し、消防団活動における女性参加を促進する。 | 市役所新規採用職員及び福知山公立大学生を中心に募集・勧誘活動を実施した結果、令和5年度当初からの入団者を7名確保できた。 | 消防団組織全体として団員が減少傾向にある中で、女性の新規入団者についても確保が非常に難しい状況ではあるが、効果的な方法を常に検討し、引き続き積極的に参加を呼びかけていく。 | B | 消防本部総務課 |
| 9-34 | 防災知識の普及活動 | マップ作成のための地域住民ワークショップにおいて、女性の視点で地域の避難所運営などを検討してもらうよう、女性の参加を呼びかけている。 | 50自治会でマップが作成され、女性がワークショップに参加する自治会もあった。 | コロナ対策により、自治会長や数名の役員のみとの面談などワークショップの実施の機会は少なかった。呼びかけにより、女性の参加がある自治会もあった。 | C | 危機管理室 |
| 9-34 | 防災知識の普及活動 | 地域や団体からの安心安全講座の申し込み時及び防災訓練の参加を依頼する際は、女性の受講・参加を促進する。 | 安心安全講座を15回(11自治会、4団体)、計563名の参加で実施した。 | 女性の参加者がまだまだ少ないと感じるため、講座申込み受付時に女性の積極的な参加を依頼する。 | B | 予防課 |
| 9-35 | 避難所運営 | 女性用および男女兼用のサニタリー用品の充実を図っているほか、授乳や降着のある方などが必要に応じて使用できるプライバシーテントを備蓄している。 | R7年度までの備蓄計画に基づき、女性用サニタリー用品66%、男女兼用おむつ100%、プライバシーシート100%の整備を行った。 | サニタリー用品は明確な使用期限がないものの、点検時に確認し必要に応じて入れ替えを行う。また、避難所開設時に利用しやすい設置場所について派遣員に説明が必要。 | B | 危機管理室 |
| 9-35 | 避難所運営 | 各種災害における急性期での活動であり、市民の生命、身体、財産の保護を最優先にするとともに、それぞれに必要なプライバシーに配慮した活動に努める。 | 避難所における災害対応において、クイックシールド(プライバシー保護用)を使用するなど、一定の配慮のもと活動を行った。 | ・状況により、プライバシーを保護できない場合もある。 ・市民の生命、身体、財産の保護が最優先という中で、居合わせた人がスマートフォンで撮影する行為などを防止することが困難な場合が少なからず発生している。 | B | 警防課 |
| 9-36 | 自主防災組織育成事業 | ・自主防火・防災組織の設置推進及び組織運営の強化を図る。 ・自治会を対象に「自主防災リーダー養成講座」を年間3回開講する。 ・自治会長等の推薦が必要となるが、女性受講者の推薦を促し、女性リーダーの育成を推進する。 | ・自主防災リーダー養成講座を年間3回(初級2回、中級1回)実施した。初級75人、中級22人が参加し、うち女性の参加者は、初級5人、中級1人であった。 ・これまで、初級2,486人、中級639人の受講者を輩出し、そのうち女性は、初級117人、中級21人である。 | ・受講者は自治会長による推薦であるため、自治会長に女性の受講が可能であることや、積極的な女性の選出を依頼する。 ・子育て世代の受講者が参加しやすい環境整備や広報の方法を検討する。 ・防災組織の運営に女性の参加や意見を取り入れることの必要性、重要性を理解してもらう。 | B | 予防課 |
| 9-36 | 防災会議等 | 防災会議の構成委員は条例による充て職であり、女性の参画がない場合もあるため、条例改正の検討を進めつつ、選任を受けた委員があらかじめ女性の意見を聞いたうえで会議に参加するなど、女性の意見が反映できるよう呼びかけている。 | 防災会議の構成委員について、令和3年度に女性も参加できるよう条例改正を行い、女性割合を約2割とした防災会議を行った。 | 今後も、避難所運営等の災害対応に女性の意見が反映できるよう呼びかける。 | A | 危機管理室 |
| 10-37 | 広報ふくちやま | 男女共同参画に係る国際的な動向や諸外国の動き等掲載し国際感覚の育成に努める。 | 国際的な動向は掲載できなかった。 | 人権特集号の作成時に掲載を検討する。 | C | 人権推進室 |

評価について

A : 予定通りに実施できた。

B : 概ね予定通りに実施できた。

C : 課題や問題により予定通りに実施できなかった。

- : 実施しようとしたが、やむを得ず(天候等)実施できず評価できない。

資 料

審議会等への女性の参画状況調査表

令和5年3月31日現在

行政委員会等 (自治法第180条の5)

() 内令和4年3月31日現在

| | 名 称 | 総数 | 内女性数 | 4年度比率 | 3年度比率 |
|---|-------------|---------|-------|-------|-------|
| 1 | 教育委員会 | 4 (4) | 2 (2) | 50.0% | 50.0% |
| 2 | 選挙管理委員会 | 4 (4) | 2 (2) | 50.0% | 50.0% |
| 3 | 公平委員会 | 3 (3) | 1 (1) | 33.3% | 33.3% |
| 4 | 監査委員 | 2 (2) | 0 (0) | 0.0% | 0.0% |
| 5 | 農業委員会 | 50 (20) | 3 (3) | 6.0% | 15.0% |
| 6 | 固定資産評価審査委員会 | 6 (6) | 1 (1) | 16.7% | 16.7% |
| | 計 6 | 69 (39) | 9 (9) | 13.0% | 23.1% |

附属機関 (自治法第202条の3、 条例で設置されている審議会、協議会等)

| | | | | | |
|----|------------------|---------|---------|-------|-------|
| 7 | 防災会議 | 19 (15) | 5 (0) | 26.3% | 0.0% |
| 8 | 民生委員推薦会 | 9 (9) | 3 (2) | 33.3% | 22.2% |
| 9 | 国民健康保険運営協議会 | 16 (16) | 5 (5) | 31.3% | 31.3% |
| 10 | 公民館運営審議会 | 19 (19) | 6 (5) | 31.6% | 26.3% |
| 11 | 図書館協議会 | 12 (11) | 7 (7) | 58.3% | 63.6% |
| 12 | 青少年問題協議会 | 22 (22) | 5 (3) | 22.7% | 13.6% |
| 13 | 都市計画審議会 | 17 (18) | 2 (1) | 11.8% | 5.6% |
| 14 | 文化財保護審議会 | 12 (12) | 2 (2) | 16.7% | 16.7% |
| 15 | 介護認定審査会 | 50 (50) | 26 (25) | 52.0% | 50.0% |
| 16 | 社会教育委員会議 | 9 (8) | 3 (3) | 33.3% | 37.5% |
| 17 | スポーツ推進委員会 | 25 (25) | 11 (12) | 44.0% | 48.0% |
| 18 | 学校保健衛生対策委員会 | 13 (13) | 10 (9) | 76.9% | 69.2% |
| 19 | 市営住宅入居者選考委員会 | 9 (9) | 3 (3) | 33.3% | 33.3% |
| 20 | 農村計画審議会 | 19 (18) | 6 (5) | 31.6% | 27.8% |
| 21 | 予防接種健康被害調査委員会 | 6 (6) | 1 (0) | 16.7% | 0.0% |
| 22 | 明るい選挙推進協議会 | 59 (59) | 8 (8) | 13.6% | 13.6% |
| 23 | 環境審議会 | 11 (11) | 2 (2) | 18.2% | 18.2% |
| 24 | 高齢者対策協議会 | 23 (23) | 8 (8) | 34.8% | 34.8% |
| 25 | 公務災害補償等認定委員会 | 5 (5) | 3 (3) | 60.0% | 60.0% |
| 26 | 公務災害補償等審査会 | 3 (3) | 1 (1) | 33.3% | 33.3% |
| 27 | 少年補導センター運営委員会 | 20 (20) | 6 (6) | 30.0% | 30.0% |
| 28 | 休日急患診療所運営協議会 | 6 (6) | 1 (0) | 16.7% | 0.0% |
| 29 | 病院事業運営協議会 | 11 (11) | 1 (1) | 9.1% | 9.1% |
| 30 | 情報公開・個人情報保護審査会 | 5 (5) | 1 (1) | 20.0% | 20.0% |
| 31 | 福知山市国民保護協議会 | 26 (26) | 2 (1) | 7.7% | 3.8% |
| 32 | 男女共同参画審議会 | 10 (10) | 6 (6) | 60.0% | 60.0% |
| 33 | 障害者介護給付費等支給認定審査会 | 5 (5) | 1 (1) | 20.0% | 20.0% |
| 34 | 福知山市法令遵守審査会 | 3 (3) | 1 (1) | 33.3% | 33.3% |
| 35 | 福知山市子ども・子育て会議 | 14 (14) | 9 (8) | 64.3% | 57.1% |
| 36 | 福知山市景観審議会 | 16 (15) | 5 (4) | 31.3% | 26.7% |
| 37 | 福知山市展運営委員会 | 14 (14) | 1 (1) | 7.1% | 7.1% |

| | 名 称 | 総数 | 内女性数 | 4年度比率 | 3年度比率 |
|----|-------------------------------|-----------|-----------|-------|-------|
| 38 | 福知山老人ホーム入所判定委員会 | 5 (5) | 0 (0) | 0.0% | 0.0% |
| 39 | 福知山市健康づくり推進協議会 | 15 (15) | 3 (2) | 20.0% | 13.3% |
| 40 | 福知山市地域包括支援センター運営協議会 | 11 (11) | 4 (5) | 36.4% | 45.5% |
| 41 | 福知山市地域自立支援協議会 | 25 (24) | 7 (5) | 28.0% | 20.8% |
| 42 | 福知山市地域公共交通会議 | 16 (16) | 1 (0) | 6.3% | 0.0% |
| 43 | 福知山市入札監視委員会 | 3 (3) | 1 (1) | 33.3% | 33.3% |
| 44 | 福知山市入札制度改革等検討委員会 | 4 (4) | 0 (0) | 0.0% | 0.0% |
| 45 | 福知山市医師養成確保奨学金等貸与決定等審査会 | 4 (4) | 0 (0) | 0.0% | 0.0% |
| 46 | 福知山市有償運送運営協議会 | 20 (21) | 2 (3) | 10.0% | 14.3% |
| 47 | 福知山市行政改革推進委員会 | 6 (6) | 2 (2) | 33.3% | 33.3% |
| 48 | 福知山市ジュニア文化賞選考委員会 | 9 (9) | 0 (1) | 0.0% | 11.1% |
| 49 | 指定管理者選定等委員会 | 6 (5) | 0 (0) | 0.0% | 0.0% |
| 50 | 福知山市子ども発達支援相談ステーションくりのみ園運営委員会 | 12 (12) | 7 (7) | 58.3% | 58.3% |
| 51 | 福知山市教育支援委員会 | 111 (108) | 64 (63) | 57.7% | 58.3% |
| 52 | 福知山市いじめ防止対策委員会 | 4 (4) | 1 (1) | 25.0% | 25.0% |
| 53 | スポーツ賞選考委員会 | 7 (7) | 1 (1) | 14.3% | 14.3% |
| 54 | 公立大学法人福知山公立大学評価委員会 | 5 (5) | 1 (1) | 20.0% | 20.0% |
| 55 | 福知山市行政不服審査会 | 3 (3) | 1 (1) | 33.3% | 33.3% |
| 56 | 指定管理者制度第三者評価委員会 | 5 (5) | 0 (0) | 0.0% | 0.0% |
| 57 | 福知山市権利擁護ネットワーク会議 | 16 (16) | 5 (6) | 31.3% | 37.5% |
| | 計 | 775 (764) | 251 (233) | 32.4% | 30.5% |

附属機関（条例で設置されている審議会・協議会等で常設でないもの）

| | | | | | |
|----|--------------|-----------|-----------|-------|-------|
| 58 | 福知山市三和荘運営審議会 | 5 (5) | 0 (0) | 0.0% | 0.0% |
| | 合計 | 849 (808) | 260 (242) | 30.6% | 30.0% |

地域振興部、農林商工部、教育委員会事務局の所管施設が該当（資産活用課からの聞き取りにより、各委員会委員数把握の上、合算して計上）いずれも内部職員2名+4名外部委員の6名で構成

福知山市行政委員会及び附属機関以外の協議会等への女性の参画状況調査表

1. 委員会・協議会（要綱・規程等で設置されているもの）（ ）内は令和4年3月31日現在

| No. | 名称 | 委員数 | | 内女性数 | | 比率 | | 任期 | 要綱等の有無 | 選出方法 |
|-----|------------------------------------|-----|-------|------|------|-------|---------|----|--------|---------------|
| | | 総数 | ()内 | 総数 | ()内 | 総数 | ()内 | | | |
| 1 | 福知山市市民憲章推進協議会 | 22 | (23) | 4 | (3) | 18.2% | (13.0%) | 2 | 有 | 立候補 |
| 2 | 福知山市献血推進協議会 | 65 | (65) | 2 | (2) | 3.1% | (3.1%) | 2 | 有 | 各団体より選出 |
| 3 | 人にいちばん近いまちづくり広報啓発部会 | 9 | (9) | 3 | (3) | 33.3% | (33.3%) | 1 | 有 | 各団体より選出 |
| 4 | 神谷開発委員会 | 18 | (17) | 1 | (0) | 5.6% | (0.0%) | 1 | 有 | 市長の任命・委嘱 |
| 5 | 福知山緑化推進委員会 | 22 | (22) | 4 | (3) | 18.2% | (13.6%) | 1 | 有 | 推薦 |
| 6 | 福知山市要保護児童対策地域協議会 | 26 | (25) | 8 | (5) | 30.8% | (20.0%) | 2 | 有 | 推薦 |
| 7 | 福知山市有害鳥獣対策協議会 | 20 | (19) | 0 | (0) | 0.0% | (0.0%) | 2 | 有 | 推薦 |
| 8 | 福知山市まち・ひと・しごと・あんしん創生有識者会議 | 5 | (5) | 0 | (0) | 0.0% | (0.0%) | 1 | 有 | 産官学金労言各分野より選出 |
| 9 | 福知山市職員分限懲戒等審査会 | 5 | (5) | 0 | (0) | 0.0% | (0.0%) | 1 | 有 | 市長が委嘱 |
| 10 | 福知山市鉄道利用増進協議会 | 15 | (15) | 2 | (1) | 13.3% | (6.7%) | — | 有 | 団体代表 |
| 11 | 福知山市生活安全推進協議会 | 23 | (23) | 1 | (2) | 4.3% | (8.7%) | — | 有 | 団体代表 |
| 12 | 福知山市暴力追放推進協議会 | 36 | (36) | 1 | (1) | 2.8% | (2.8%) | — | 無 | 団体代表 |
| 13 | 福知山市空家対策協議会 | 10 | (10) | 2 | (2) | 20.0% | (20.0%) | 2 | 有 | 団体推薦 |
| 14 | 福知山市自治基本条例推進委員会 | 20 | (8) | 10 | (2) | 50.0% | (25.0%) | 2 | 有 | 団体推薦及び市民公募 |
| 15 | 福知山市自殺対策協議会 | 19 | (19) | 6 | (4) | 31.6% | 21.1% | 3 | 有 | 市長が委嘱 |
| 16 | 福知山市手話言語・障害のある人の多様なコミュニケーション施策推進会議 | 14 | (15) | 7 | (7) | 50.0% | 46.7% | 3 | 有 | 市長が委嘱 |
| 17 | 福知山市鬼の里Uターンプラザ運営委員会 | 9 | (9) | 2 | (2) | 22.2% | 22.2% | 2 | 有 | 市長が委嘱 |
| 18 | 福知山市避難のあり方推進懇話会 | 16 | (17) | 0 | (1) | 0.0% | 5.9% | 5 | 有 | 関係機関からの推薦 |
| 19 | 福知山市上下水道事業経営審議会 | 10 | (10) | 1 | (1) | 10.0% | 10.0% | 3 | 有 | 団体推薦及び市民公募 |
| 20 | 多様な学びの推進有識者会議 | 6 | (6) | 2 | (2) | 33.3% | 33.3% | 2 | 有 | 庁内検討会議より選出 |
| 21 | 福知山市障害者雇用1000人のまちプロジェクト推進会議 | 14 | (14) | 6 | (4) | 42.9% | 28.6% | 3 | 有 | 関係機関、団体からの推薦 |
| | 合計 | 384 | (372) | 62 | (45) | 16.1% | (12.1%) | | | |

新たに設置されたもの

| No. | 名称 | 委員数 | | 内女性数 | | 比率 | | 任期 | 要綱等の有無 | 選出方法 |
|-----|-------------|-----|------|------|------|-------|---------|----|--------|------------|
| | | 総数 | ()内 | 総数 | ()内 | 総数 | ()内 | | | |
| 22 | 福知山市鉄道館企画会議 | 12 | — | 5 | — | 41.7% | — | 1 | | 指名、公募 |
| 23 | 地域福祉計画策定委員会 | 19 | — | 4 | — | 21.1% | — | 1 | | 団体推薦及び市民公募 |
| | 合計 | 31 | — | 9 | — | 29.0% | — | | | |
| | 合計 | 415 | 372 | 71 | 45 | 17.1% | (12.1%) | | | |

2. 職員による内部組織

| No. | 名 称 | 委員数 | | 内女性数 | | 比率 | | 任期 | 要綱等の有無 | 選出方法 |
|-----|---------------------|-----|-------|------|------|-------|---------|-----|--------|-----------------|
| | | | | | | | | | | |
| 1 | 福知山市経営会議 | 19 | (17) | 3 | (3) | 15.8% | (17.6%) | — | 有 | 庁内充職 |
| 2 | 福知山市課長会議 | 18 | (18) | 4 | (2) | 22.2% | (11.1%) | — | 有 | 庁内充職 |
| 3 | 福知山市事務改善委員会 | 18 | (18) | 4 | (2) | 22.2% | (11.1%) | — | 有 | 庁内充職 |
| 4 | 福知山市IT推進本部会議 | 20 | (18) | 3 | (3) | 15.0% | (16.7%) | — | 有 | 庁内充職 |
| 5 | 福知山市安全衛生委員会 | 10 | (10) | 3 | (4) | 30.0% | (40.0%) | 1 | 有 | 市長の任命、職員団体推薦 |
| 6 | 福知山市職員表彰審査委員会 | 7 | (7) | 0 | (0) | 0.0% | (0.0%) | 1 | 有 | 市長の任命 |
| 7 | 福知山市職員互助会理事会 | 12 | (13) | 5 | (3) | 41.7% | (23.1%) | 2 | 有 | 選挙による |
| 8 | 福知山市健康危機管理対策本部 | 23 | (23) | 3 | (3) | 13.0% | (13.0%) | 無期限 | 有 | 各所選出 |
| 9 | 福知山市保健師連絡会 | 36 | (40) | 35 | (39) | 97.2% | (97.5%) | 無期限 | 無 | |
| 10 | 福知山市男女共同参画推進会議 | 30 | (25) | 12 | (11) | 40.0% | (44.0%) | — | 有 | 任命 |
| 11 | 福知山市男女共同参画推進会議幹事会 | 11 | (11) | 6 | (6) | 54.5% | (54.5%) | 2 | 有 | 各部からの選出 |
| 12 | 福知山市職員人権人材バンク | 11 | (6) | 5 | (2) | 45.5% | (33.3%) | 3 | 有 | 部推薦 |
| 13 | 福知山市人権施策推進本部 | 26 | (20) | 3 | (3) | 11.5% | (15.0%) | 1 | 有 | 充職 |
| 14 | 福知山市人権施策推進会議 | 21 | (19) | 3 | (3) | 14.3% | (15.8%) | 1 | 有 | 充職 |
| 15 | 職員社会啓発部会 | 8 | (8) | 3 | (2) | 37.5% | (25.0%) | 1 | 有 | 充職 |
| 16 | 福知山市消防本部消防職員委員会 | 9 | (9) | 0 | (0) | 0.0% | (0.0%) | 1 | 有 | 消防長及び職員の推薦 |
| 17 | 福知山市消防安全衛生委員会 | 9 | (9) | 0 | (0) | 0.0% | (0.0%) | 1 | 有 | 消防長の任命 |
| 18 | 福知山市上下水道部安全衛生委員会 | 9 | (9) | 0 | (0) | 0.0% | (0.0%) | 1 | 有 | 管理者が任命、労働組合推薦 |
| 20 | 市立福知山市民病院安全衛生委員会 | 11 | (11) | 2 | (2) | 18.2% | (18.2%) | 1 | 有 | 委嘱 |
| 21 | 福知山市自治功労者表彰審査委員会 | 5 | (5) | 0 | (0) | 0.0% | (0.0%) | 1 | 有 | 学識経験者・市長が任命した職員 |
| 22 | 福知山市法令遵守推進委員会 | 21 | (17) | 3 | (3) | 14.3% | (17.6%) | 2 | 有 | 庁内充職 |
| 23 | 人材育成部会 | 6 | (6) | 2 | (1) | 33.3% | (16.7%) | 1 | 有 | 庁内充職 |
| 24 | 福知山市建設工事等指名選定員委員会 | 11 | (11) | 0 | (0) | 0.0% | (0.0%) | 1 | 有 | 庁内充職 |
| 25 | 福知山市新型インフルエンザ等対策本部 | 26 | (26) | 3 | (3) | 11.5% | (11.5%) | 無 | 有 | 庁内充職 |
| 26 | 建設工事等指名競争入札参加者資格審査会 | 11 | (11) | 0 | (0) | 0.0% | (0.0%) | 1 | 有 | 庁内充職 |
| | 合 計 | 388 | (367) | 102 | (95) | 26.3% | (25.9%) | | | |

新たに設置されたもの

| No. | 名 称 | 委員数 | | 内女性数 | | 比率 | | 任期 | 要綱等の有無 | 選出方法 |
|-----|-----------------------|-----|-------|------|------|-------|---------|----|--------|-----------|
| 27 | 福知山市提案型公共サービス民営化制度審査会 | 5 | — | 1 | — | 20.0% | — | 1 | 有 | 各所選出、市長任命 |
| | 合 計 | 393 | (367) | 103 | (95) | 26.2% | (25.9%) | | | |

重要項目の数値目標に対する実績(はばたきプラン2021 第4章)

| 課題 | 項目 | プラン策定時 | 2030年度目標 (令和12年度) | 令和4年度実績 | 備考 |
|--|--|------------------------------|----------------------|------------------------------|-----------------|
| 女性 暴力に 対する 人権の 根絶を 尊ぶ重 と | デートDV防止ワーク ショップ参加者数 | 580人 (令和2年3月31日) | 1,000人 | 560人 | |
| 働く場 男女共 同参画 の推進 地域に おける | 男性市職員の 育児休業の取得者数 | 8人 (令和2年3月31日) | 20人 | 29人 | プラン策定時か らの累計 |
| | ワーク・ライフ・バランス の推進に向けた市職員 の残業時間の削減 | 一人当たり 15.9時間/月 (令和元年度) | 一人当たり 12時間/月 | 一人当たり 14.2時間/月 (令和3年度) | ※令和3年度 |
| | 男性市職員の 部分休業の取得者数 | 1人 (令和2年3月31日) | 5人 | 4人 | プラン策定時か らの累計 |
| の政 場策 参画へ の方針 の女性 促進の 決定 | 審議会等の女性比率 | 29.6% (令和2年3月31日) | 35.0% | 30.6% | |
| | 女性委員のいない 審議会数 | 9 (令和2年3月31日) | 4 | 8 | |
| | 市役所の係長級以上の 女性職員比率 | 30.6% (令和2年4月1日) | 35.0% | 31.2% | |

福知山市男女共同参画推進条例

目次

- 第1章 総則（第1条－第7条）
- 第2章 基本的施策（第8条－第17条）
- 第3章 男女共同参画を阻害する行為の制限等（第18条－第21条）
- 第4章 福知山市男女共同参画審議会（第22条）
- 第5章 雑則（第23条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、本市並びに市民、事業者及び教育に携わる者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本的事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に実施し、性別による差別のない真に人権が尊重された男女共同参画社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に社会の利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべきことをいう。
- (2) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会についての男女間の格差が生じている場合において、その格差を是正するため必要な範囲内で、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 市民 市内に住所を有する者、勤務する者及び在学する者をいう。
- (4) 事業者 営利又は非営利を問わず、市内において事業を行う個人、法人その他の団体をいう。
- (5) 教育に携わる者 市内において学校教育その他の生涯にわたる教育の分野において教育活動を行う者をいう。
- (6) 市民等 市民、事業者及び教育に携わる者をいう。
- (7) セクシュアル・ハラスメント 相手の意に反する性的な言動により相手方の生活環境を害すること又は相手の意に反する性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えることをいう。
- (8) ドメスティック・バイオレンス 夫婦間及び恋愛関係にある男女間その他の親密な関係にある男女間における身体的又は精神的な苦痛を与える暴力その他心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。

（基本理念）

第3条 男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 男女が、性別による差別的取扱いを受けることなく、互いにその人権を尊重すること。
- (2) 男女が、個人としての尊厳が重んじられ、一人一人がその個性と能力を社会のあらゆる分野で発揮できる機会が確保され、自立した個人として自己

の意思によって行動し、かつ、責任を負うこと。

- (3) 社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等によって、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。
- (4) 男女が、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (5) 家族を構成する男女が、互いの人格を尊重し、相互の協力と社会の支援の下に、家庭生活における活動について家族の一員としての役割を果たし、かつ、当該活動以外の活動と両立ができるようにすること。
- (6) 学校教育その他の生涯にわたる教育において、性別にとらわれず個人としての能力と適性がはぐくまれることを基本とした取組が図られること。
- (7) 男女が互いの性についての理解を深め、妊娠、出産その他性と生殖に関して、自己決定が尊重され、かつ、生涯を通じて健康な生活を営む権利が確保されること。
- (8) 男女共同参画の推進は、国際社会における取組との協調の下に行われること。

（本市の責務）

第4条 本市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、実施しなければならない。

2 本市は、男女共同参画の推進に当たり、市民等及び国、京都府その他の地方公共団体と相互に連携及び協力を図るよう努めなければならない。

（市民の責務）

第5条 市民は、基本理念にのっとり、家庭、地域、職場、学校その他の社会のあらゆる分野において、自ら進んで男女共同参画の推進に努めるとともに、本市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たり男女共同参画の推進に努めるとともに、本市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（教育に携わる者の責務）

第7条 教育に携わる者は、男女共同参画社会の形成に果たす教育の重要性を考慮し、その教育活動を行うに当たり基本理念に配慮した教育の推進に努めなければならない。

2 教育に携わる者は、本市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

第2章 基本的施策

（男女共同参画に関する基本的な計画）

第8条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 市長は、基本計画を策定するに当たっては、第22条第1項に規定する福知山市男女共同参画審議会に諮問

するものとする。

3 市長は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

4 市長は、必要に応じ基本計画を変更するものとする。

5 第2項及び第3項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(教育及び人材育成)

第9条 本市は、学校教育その他の生涯にわたる教育を通じて、男女共同参画の推進に努めるものとする。

2 本市は、男女共同参画を推進する指導者を育成するため、研修の実施その他必要な措置を講ずるものとする。

(市民等との協働)

第10条 本市は、市民等が行う男女共同参画の推進のための活動を促進するため、必要に応じ市民等と協力して活動するものとする。

(雇用の分野における男女共同参画の推進)

第11条 本市は、事業者に対し、その雇用における男女共同参画の推進に向けた活動を支援するため、学習機会の設定及び情報の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

2 市長は、事業者に対し、男女共同参画の推進に関する取組の状況について必要に応じ報告を求めることができる。

(財政上の措置)

第12条 本市は、男女共同参画の推進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(情報の収集及び調査研究)

第13条 本市は、男女共同参画の推進に関する施策を効果的に実施するため、必要な情報の収集及び調査研究を行うものとする。

(年次報告)

第14条 市長は、毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況及び効果について報告書を作成し、これを公表するものとする。

(行政委員会等の委員への女性の登用)

第15条 本市は、執行機関である委員会の委員若しくは委員又は附属機関である審議会等の委員その他の構成員の任命又は委嘱に当たっては、政策の決定過程への女性の参画を推進するため、積極的改善措置を講ずることにより、女性の登用を図るものとする。

(推進体制)

第16条 本市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に企画し、調整し、及び実施するために必要な体制を整備するものとする。

(拠点施設)

第17条 本市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施し、及び市民等が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するための施設の整備に努めるものとする。

第3章 男女共同参画を阻害する行為の制限等

(性別による人権侵害の禁止)

第18条 何人も、社会のあらゆる分野において、直接的又は間接的であるかを問わず、性別を理由とする差別的取扱いを行ってはならない。

2 何人も、職場、学校、地域その他のあらゆる場におい

て、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

3 何人も、個人の尊厳を踏みにじるドメスティック・バイオレンスを行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意事項)

第19条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担及び性的な暴力を助長させる表現並びに過度の性的な表現を行わないように努めなければならない。

(苦情等の申出への対応)

第20条 市民等は、本市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関する苦情、意見、要望等があるときは、本市に申し出ることができる。

2 本市は、前項の申出を受けたときは、必要に応じ第22条第1項に規定する福知山市男女共同参画審議会の意見を聴き、関係機関と連携し、適切な措置を講ずるものとする。

(相談の申出への対応)

第21条 本市は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する人権の侵害に関する市民等からの相談の申出に対し、相談体制を整備し、関係機関と連携及び協力を行い、当該被害者を救済する等必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第4章 福知山市男女共同参画審議会

(福知山市男女共同参画審議会)

第22条 男女共同参画に関する重要な事項を調査審議するため、福知山市男女共同参画審議会(以下この条において「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、第8条第2項(同条第5項において準用する場合を含む。)及び第20条第2項に規定する事項を調査審議するほか、市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する事項を調査審議する。

3 審議会は、前項の規定による調査審議のほか、男女共同参画の推進に関する事項について市長に意見を述べることができる。

4 審議会は、市長が委嘱する委員10人以内をもって組織する。

5 男女のいずれか一方の委員の数は、総数の10分の4未満であってはならない。

6 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

第5章 雑則

(委任)

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。(経過措置)

2 この条例の施行の際現に策定されている福知山市男女共同参画計画は、第8条第1項の規定により策定された基本計画とみなす。